

著しい行動障害のある方々への新たな支援策の構築に向けて

(中間整理)

令和4年5月

令和2年度・3年度 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

【著しい行動障害への対応に関する検討委員会】報告

「著しい行動障害のある方々への新たな支援策の構築に向けて」 (中間整理)

令和2年度・3年度 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
【著しい行動障害への対応に関する検討委員会】報告

はじめに

特別委員会の設置は、調査の趣旨にも記したように、知的障害のある方々の生活は、障害福祉サービスの充実により地域での豊かな暮らしが着実に進んだ一方で、重度の知的障害に加え著しい行動障害（行政サービスにおいては、「強度行動障害」とされています）のある方々は、その進展から取り残される状況にあると危惧されます。

その典型例としては、著しい行動障害のある方々へサービスを提供する施設・事業所は、強度行動障害支援者養成研修等を受講した支援者が配置されるようになり、サービスの水準は格段に向上していますが、

- ・利用者の意思を十分に汲み取り制約のない支援を実現していると自信を持つところは多くない
- ・著しい行動障害のある方々を積極的に受け入れる施設・事業所であったとしても、様々な行動に備えた配慮ある支援を積み重ねたけれども目に見える成果が出ずに職員が疲弊し、離職者の発生等の悪循環に陥っている
- ・また、著しい行動障害がある方は、施設・事業所の運営に支障が生じるとの理由や他の利用者を他害行為から守るため等の理由から利用を断られる例が顕在化している

等の状況にあると言われます。

そこで、本協会に加入されている障害児入所施設、障害者支援施設、生活介護事業（通所）、共同生活援助事業、重度訪問介護事業・行動援護事業の障害福祉サービス事業者に着しい行動障害のある方々への支援の状況についての詳細な調査及び調査結果の分析を行った上で、著しい行動障害のある方々のあたりまえの生活を支えるために必要な制度、取組についての在り方を提言するために組織され、令和2年度から2年間に渡り活動しました。

その活動の内容を、第1「特別委員会体制等」、第2「調査票調査の結果概要」、第3「著しい行動障害のある方々への新たな支援策の構築に向けて」、第4「各地域の事例報告」、第5「資料集：調査結果」としてまとめ、以下に報告します。

第1 特別委員会体制等

1. 特別委員会体制

委員長 樋口 幸雄（協会副会長、社会福祉法人京都ライフサポート協会）

副委員長 中野 伊知郎（社会福祉法人侑愛会）

委員 米倉 尚美（社会福祉法人みずきの郷）

與那嶺 泰雄（社会福祉法人菜の花会）

落合 勇樹（東遠学園組合）

岸本 貴之（社会福祉法人佛子園）

松本 正（社会福祉法人ひらきの里）

小笠原 純（社会福祉法人徳島県心身障害者福祉会）

芹川 拓郎（社会福祉法人菊愛会）

専門委員 西牧 謙吾（国立障害者リハビリテーションセンター）

會田 千重（国立病院機構肥前精神医療センター）

西村 颯（横浜市総合リハビリテーションセンター）

オブザーバー

国立のぞみの園（寺澤 潔司、古川 慎治、日詰 正文）

事務局 太田 和男（常任理事）

末吉 孝徳（事務局長）

三浦 史子（政策企画課長）

山本 勇揮（政策企画課主任）

2. 委員会開催経過

○第1回

開催日 令和2年10月23日

議題 ・本委員会の目的と進め方について
・概況報告並びに各地域の状況報告（前半）

○第2回

開催日 令和3年1月27日

議題 ・各地域の状況報告（後半）
・調査票等の検討

○第3回

開催日 令和3年10月1日

議題 ・調査の粗集計についての検討

○第4回

開催日 令和4年3月9日

議 題 ・調査結果の検討及びまとめの方向性

○第5回

開催日 令和4年5月13日

議 題 ・報告案の検討

3. 実施した調査

(1) 会員施設・事業所を対象とした調査票による調査

① 調査名 著しい行動障害に関する実態調査

② 目 的

著しい行動障害のある方等については、環境を整え適切な支援を行うことにより、危険を伴う行動の回数が減少することが報告される一方で、対応に苦慮している事例も存在することから、現在提供されている障害福祉サービスにおいて、何が不足し、著しい行動障害のある方々のあたりまえの生活を支えるために何が必要なのかを検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

③ 調査実施期間

令和3年3月26日～5月31日

④ 調査基準日

令和2年10月1日現在

⑤ 調査対象

障害児入所施設、障害者支援施設、生活介護事業(通所)、共同生活援助事業、重度訪問介護事業・行動援護事業を実施する本会会員施設・事業所

(2) 地域における取り組み事例の把握

各地区から選出された委員による各地区の取り組みを把握して頂き、委員会において事例報告があった。

第2 調査票調査の結果概要

1. 調査票提出状況

調査票は、頁数（調査項目数）が最多の障害児入所施設向け調査票で質問数30問、総頁数15頁に及び、援護の実施者への確認が必要となる項目も含まれているなど回答に事務的に手間のかかる調査であった。そのような調査にも関わらず、表-1に示す通りの多くの施設・事業所より協力を得ることができた。

表-1 各種サービス施設・事業所への調査票送付数及び提出数

施設・事業所の種類	送付数	提出数	回収率
【A】 障害児入所施設	224	149	66.5%
【B】 障害者支援施設	1,599	902	56.4%
【C】 生活介護事業所（通所）	1,703	829	48.7%
【D】 共同生活援助事業所	974	400	41.1%
【E】 重度訪問介護・行動援護事業	156	52	33.3%
計	4,656	2,332	50.1%

- (※) 提出数は、施設・事業所数。
- (※) 共同生活援助事業については、共同生活援助事業所を運営する778法人（本会が把握する974事業所）に送付。
- (※) 重度訪問介護事業・行動援護事業については、実施事業ごとに（重複する事業所あり）156事業所に送付。

2. 著しい行動障害のある利用者数

(1) 著しい行動障害（強度行動障害）と判定された利用者数

この調査の重要な柱である著しい行動障害のある利用者数は、調査票問3により回答を得ており、表-2に示す通り26,160人（障害児入所施設については行動関連項目表により独自採点）、母数となる現在員及び登録者の総数は、94,887人である。ただ、いずれの数も複数のサービス利用者が含まれることから実人員として捉えられるものではない。

この問3で得られた数字は、行動関連項目の点数が10点以上の重度障害者支援加算（Ⅱ）等の対象者とされている利用者数が報告されたものと考えていたが、他の問で当該加算の取得の有無を尋ねており、取得している施設・事業所の人数を拾い出した結果、障害者支援施設は16,031人、生活介護事業所は4,303人となり、重度障害者支援加算の対象施設でない施設・事業所からの回答を含めた数字となっている。

なお、厚生労働省が把握する国民健康保険団体連合会データでは、令和2年10月時点の障害者支援施設における重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定人数は、19,750人、生活介護事業所では11,597人であったので、障害者支援施設では国民健康保険団体連合会データの81.2%、生活介護事業は37.1%の人数の結果が集計されたことになる。

表-2 施設・事業所の強度行動障害認定利用者数 (単位:人)

	現在員数 ・登録者数	強度行動障害 認定利用者数	在籍者割合 (%)
【A】障害児入所施設	4,126	532	12.9
【B】障害者支援施設(日中)	52,415	18,133	34.6
【C】生活介護事業所(通所)	27,461	6,456	23.5
【D】共同生活援助事業所	10,350	666	6.4
【E】重度訪問介護・行動援護事業	572	373	65.2
計	94,924	26,160	27.6

(2) 行動関連項目点数の詳細が把握できている利用者数

資料集の表17-2、表49等に掲載した著しい行動障害のある利用者数は、調査票問4の別添様式により回答を得ており、表-3に示す通り、行動関連項目の詳細な点数記載があった人数が13,587人である。問3で得た数字と問4で得た数字の差は、市町村から施設・事業者に対して行動関連項目の詳細点数を知らせていないこと等による点数把握の差であると考えている。

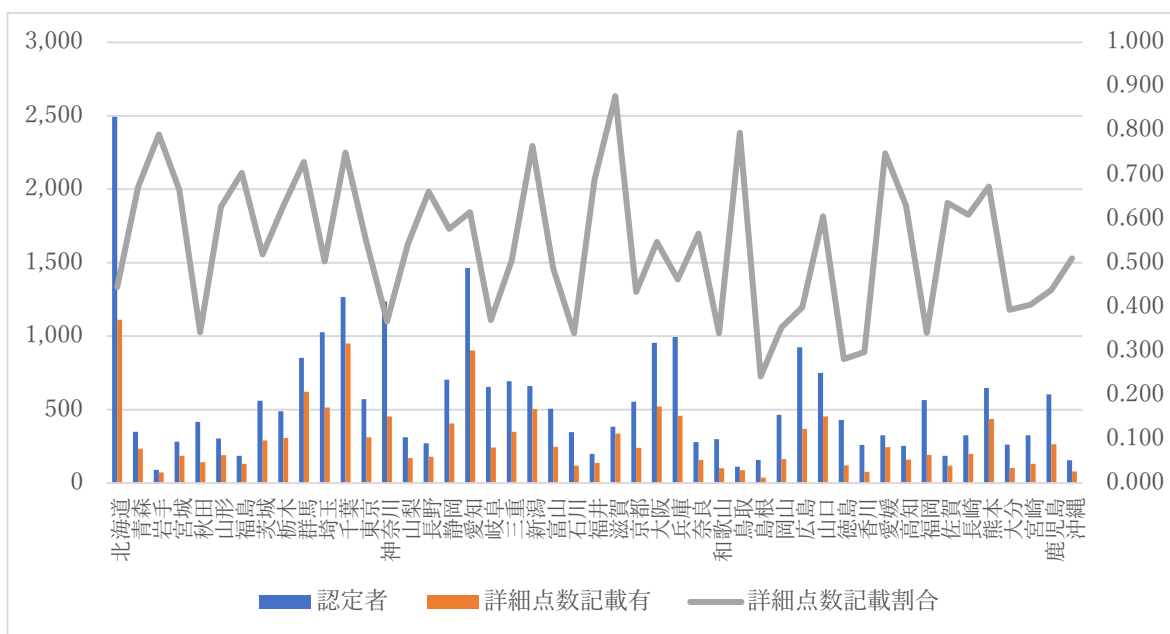
表-3 別添様式により回答を得た強度行動障害認定利用者数 (単位:人)

	(参考) 強度行動 障害認定 利用者数	別添様式による 強度行動障害認定利用者数		
		点数記載が あった人数	点数記載の なかった人数	計
【A】障害児入所施設	532	516	16	532
【B】障害者支援施設(日中)	18,133	9,021	6,467	15,488
【C】生活介護事業所(通所)	6,456	3,500	2,381	5,881
【D】共同生活援助事業所	666	348	273	621
【E】重度訪問介護・行動援護事業	373	202	148	350
計	26,160	13,587	9,285	22,872

(3) 行動関連項目点数の詳細報告の地域差

会員施設・事業所において行動関連項目点数の詳細を把握している所とそうでない所があると聞いていたので、調査票問4に関する記入の留意内容として「平成24年8月31日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年8月31日）の問51及び問52」を引用掲載したものの、実際に市町村担当部署へ照会をした施設・事業所もあり、協力を得た地域と得られなかった地域があったと聞いている。これらを反映した地域の状況を示したのが図-1であり、最小が24.2%、最大が87.8%と較差があるので、今後は、必要な情報として行動関連項目点数のみならず行動関連項目の評価票の写しなども全ての地域で施設・事業所へ提供されることを期待する。

図-1 行動関連項目点数10点以上の人数と詳細点数の記載人数及び割合



3. 施設の外形的な状況

(1) 会員施設・事業所の立地場所

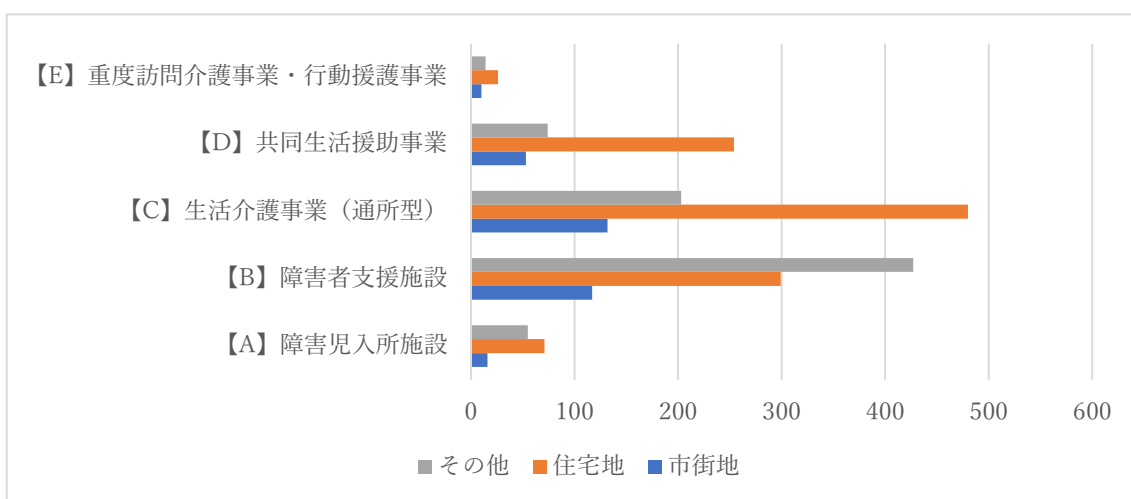
障害者入所施設の立地に関しては、様々な場面において「人里離れた場所に設置されている」等との否定的な論調で議論されることもあり、調査で把握した各種サービス施設・事業所の立地場所についての状況を報告する。

施設・事業所が立地する場所については、設問において市街地、住宅地及びその他から選択回答を得ており、その結果をグラフ化したものが図-2である。

指摘されるように障害者支援施設は、市街地及び住宅地に立地する数を足したものよりもその他の場所（郊外、山間部、自然に恵まれた場所等）が多く、過半数を占めている。このような結果は、障害者支援施設制度の歴史的経過において、設置に際しての住民の反対運動や一定の土地面積を確保することの困難性がその背景にあるものと考えられる。

生活介護事業及び共同生活援助事業は、利用者が相互に利用するケースが多く、関連する役割を担っていることから設置状況が似かよっており、住宅地に立地するものが多く市街地の数を足しこむとその他の場所の3倍の状況である。

図－2 各種サービス施設・事業所の立地場所 (単位：施設・事業所数)



(2) 居住棟の形態

① 居住棟の形態についての用語の定義

当該用語の定義は、本会が毎年実施する「全国知的障害児者施設・事業実態調査」の調査票C（障害児入所施設を対象）で用いているものに若干の字句を加えて作成したものである。そのため障害者支援施設ではなじみが薄かったのか、誤認された回答もみられた。

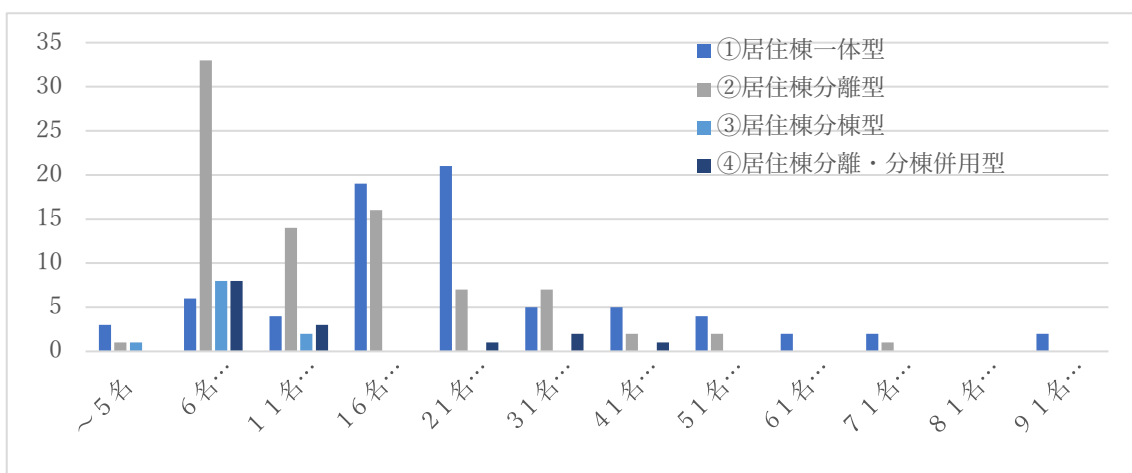
以下に、調査票に記載した用語の定義を転載する。

- ① 居住棟一体型：原則として1つの建物内にすべての利用者の居室が配置されている構造。多層構造や渡り廊下等で連なる構造も含む。
- ② 居住棟分離型：原則として1つの建物内にすべての利用者の居室が配置されており構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を複数に分けて使用する構造。
- ③ 居住棟分棟型：原則として複数の建物で構成される。少人数の生活単位を複数設け、すべて敷地内に分散した形で設置する構造。
- ④ 居住棟分離・分棟併用型：敷地内に②と③を合わせて設置する構造。

②障害児入所施設

障害児入所施設は、他の児童福祉施設に並んで家庭的養育を基本とする居住形態の小規模化が進められており、図－3に示すように居住棟分離型の6名～10名定員の棟が最も多く、その他の類型かつ5名定員以下の規模も含めると全体の32.9%となっている。今後さらに子どもにとって必要な成育環境の整備を進められるよう制度の裏打ちが求められる。

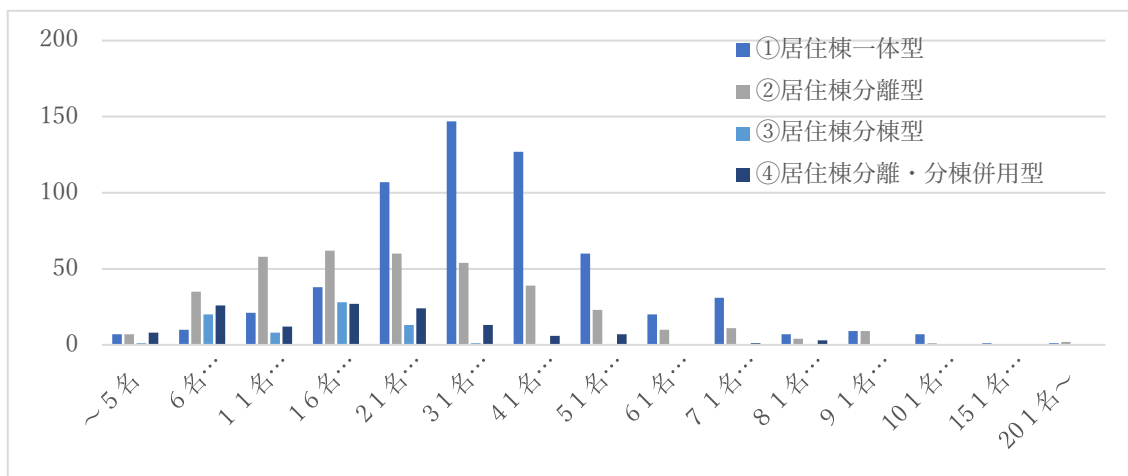
図－3 障害児入所施設形態別・定員別棟数 (単位：棟数)



②障害者支援施設

障害者支援施設は、令和3年10月に政策委員会が取りまとめた「これからの居住支援及び居住支援に関連する各種支援のあり方について」の中で、施設入所支援の今後の方向性に関して、「小規模ユニット施設の創設」が謳われているところではあるが、図－4に示す通り居住棟一体型の31名から40名定員を中心にその前後の区分の居住棟が多く、他の類型も含めると全体の51.5%を占めている。その一方で、10名定員以下の棟は、10%に満たない状況である。

図－4 障害者支援施設形態別・定員別棟数 (単位：棟数)



4. 運用面の状況

(1) 支援員等の配置状況

会員施設・事業所に従事する支援員等の配置状況は、表－4に示す通り、障害児入所施設では利用者4,126人に対して2,509人、障害者支援施設では利用者52,415人に対して25,771人、生活介護事業では利用者27,461人に対して9,900人、共同生活援助事業では利用者10,350人に対して7,997人となっている。それぞれの計算上の配置比率は、障害児入所施設では1.6:1、障害者支援施設では2.0:1、生活介護事業では2.8:1、共同生活援助事業では1.3:1となる。

表－4 施設・事業所の支援員等の配置人数等 (単位：人)

	施設数	現在員数	支援員等		
			常勤	非常勤(※)	計
【A】障害児入所施設	149	4,126	2,274	235	2,509
【B】障害者支援施設(日中)	902	52,415	21,652	4,119	25,771
【C】生活介護事業(通所型)	829	27,461	6,775	3,125	9,900
【D】共同生活援助事業	400	10,350	3,832	4,165	7,997

(※) 非常勤は常勤換算にて計上

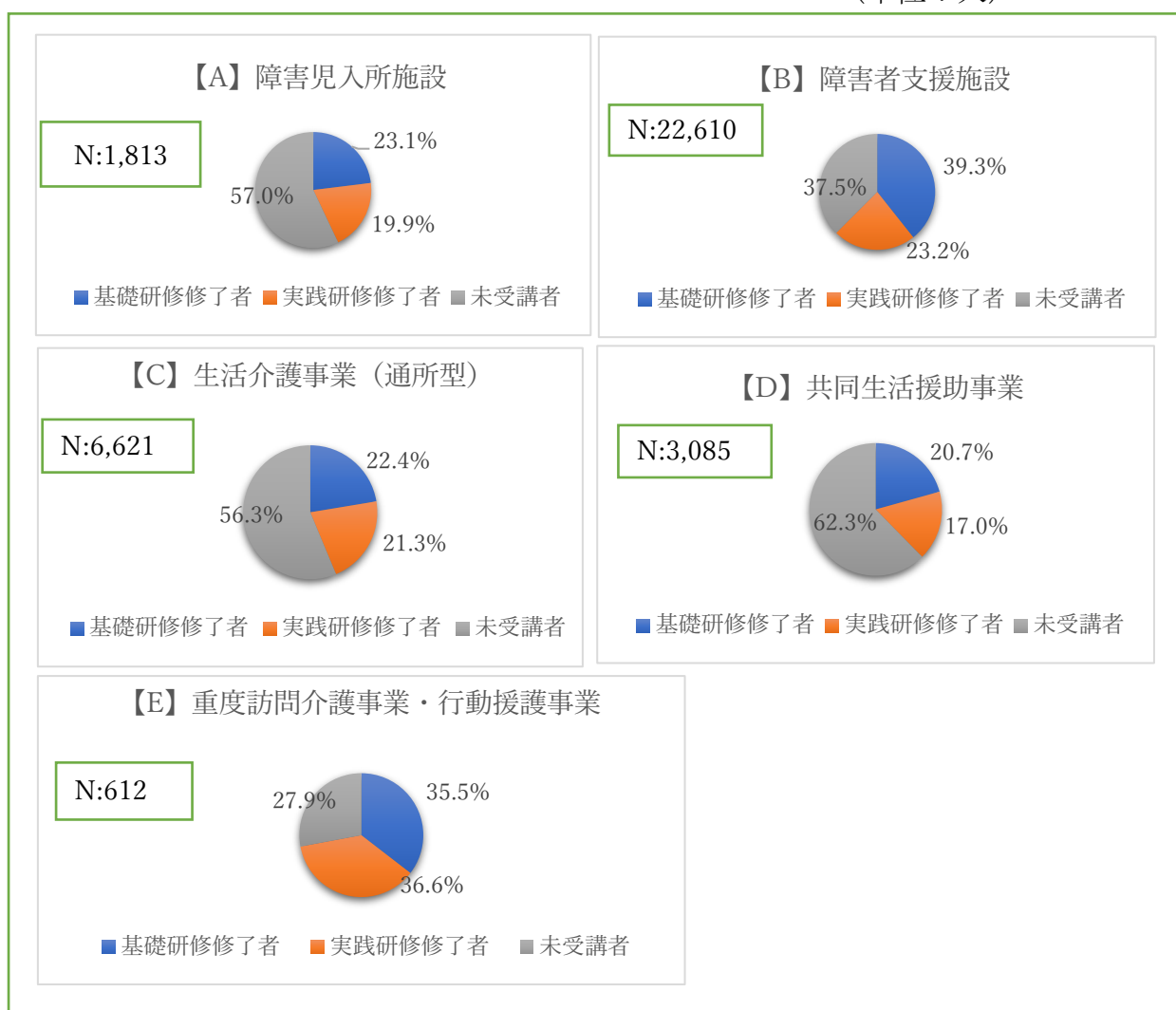
(2) 支援員等の各種研修受講状況

①強度行動障害支援者養成研修の受講状況

研修受講については、著しい行動障害のある方への支援の基礎となる強度行動障害支援者養成研修と行動援護従業者養成研修に関する受講状況を尋ねており、受講修了者の多い強度行動障害支援者養成研修についての受講状況を図-5に示す。

重度訪問介護事業・行動援護事業は、事業の性格上いずれかの研修受講が必要であることから強度行動障害支援者養成研修の受講修了者の割合が72.1%と他の施設・事業に比して高くなっている。また、多くの著しい行動障害のある方が生活する障害者支援施設は、22,610人の生活支援員等の62.5%が受講修了者である。

図一五 各種施設・事業所における強度行動障害支援者養成研修の受講状況
(単位：人)

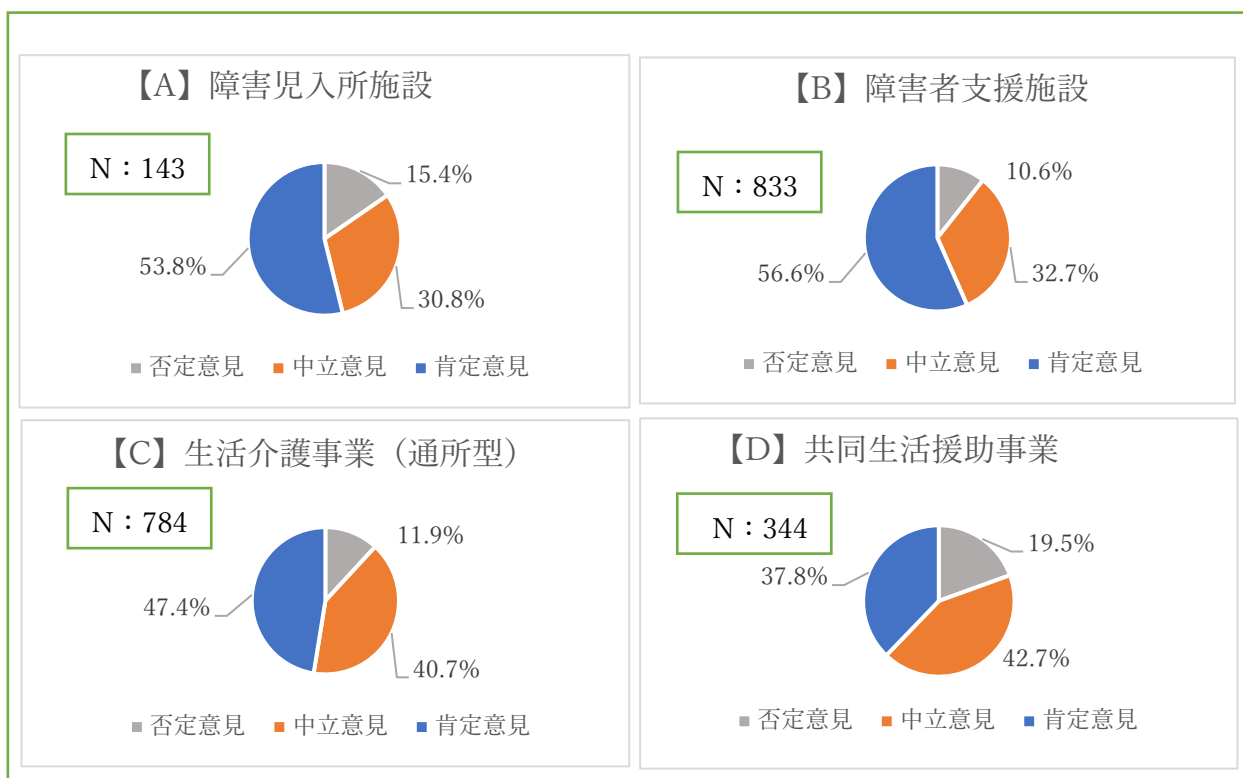


②強度行動障害支援者養成研修等受講の評価

図 - 6 は、会員施設・事業所の支援員等が強度行動障害支援者養成研修等を受講したことによってスキルが確保されたかを 5 段階の評価により尋ねた結果(資料集の表 32) を基に肯定意見(ある程度確保されている、十分に確保されている)、中立的意見(どちらでもない)、否定意見(まったく確保されていない、ほとんど確保されていない) の 3 区分により図にしたものである。障害児入所施設と障害者支援施設においては、「ある程度確保されている」「十分に確保されている」の肯定意見が過半数を占めており、著しい行動障害のある方々への支援スキルの確保において一定の成果があったと考えている事業所が多かった。

また、強度行動障害支援者養成研修等に加えて施設・事業所において取り組むその他の研修についても尋ねており、資料集の表 33 にその結果を掲載している。その結果によると 65%~89%の幅はあるものの各施設・事業所では事例検討会や外部の専門家によるコンサルテーションやスーパーバイズを導入しており、これらの取組も合わせて実践力の向上を図っているものと考ええる。

図 - 6 強度行動障害支援者養成研修等の受講後の評価 (単位:施設・事業所)



他方、著しい行動障害のある方にとって建物・設備面の構造化等の改装・改築は必要条件であるが、その整備状況について尋ねた結果を資料集の表 42 に掲載している。その結果では、「ある程度整備されている」「十分に整備されている」が、障害児入所施設では 45.6%、障害者支援施設では 40.2%、生活介護事業(通

所) では 39%、共同生活援助事業では 20.3%となっている。特に、実数の多い障害者支援施設と生活介護事業において強度行動障害支援者養成研修の受講結果を肯定的に評価している施設・事業所では、前者では 52.2%、後者では 50.5%が整備にも積極的傾向が見られる。

(3) 日常生活場面における支援員等の配置状況

①支援員等の配置状況

支援員等の配置状況は、障害児入所施設、障害者支援施設および共同生活援助事業の日常の職員配置を把握するため、1日を、①起床から日中活動前、②日中活動、③日中活動後から就床前、④就床後から起床までの4つの時間帯に分け、各々の時間帯に勤務する職員数を尋ねた数字である。タイムスタディのような正確性を期すものではないが、状況を表すものとして十分な結果を得られたものとする。

障害児入所施設は、資料集の表 30 に詳細を掲載しているが、4,126 人の利用児童に児童指導員等が 2,407 人配置されている。施設は 24 時間の生活を支える性格上、生活時間帯ごとに上述の①～④のような勤務形態に分かれており、平日の「③日中活動後から就床前」の生活帯には児童指導員等が 718 人勤務、そのうち 70 人が個別の 1 対 1 対応にあたっている。障害者支援施設は、資料集の表 30-2 に詳細を掲載しているが、52,415 人の利用者に支援員等 25,729 人配置され、平日の「③日中活動後から就床前」の生活帯には支援員等が 6,827 人勤務、そのうち 1,350 人が個別の 1 対 1 対応にあたっている。共同生活援助事業は、表 30-3 に詳細を掲載しているが、10,350 人の利用者に支援員等が 5,293 人配置され、平日の「③日中活動後から就床前」の生活帯には支援員等が 1,796 人、そのうち 132 人が個別の 1 対 1 対応にあたっている。それぞれの施設・事業所において、個別対応を必要とする利用者の詳細人数を調査していないが、1 対 1 での対応を必要とする職員数と同数を利用者現在員から減じて当該時間帯での利用者との支援員等の配置割合を求めると、障害児入所施設は 6.5 : 1、障害者支援施設は 9.3 : 1、共同生活援助事業は 6.1 : 1 となり、現場の職員配置が極めて脆弱であることが浮かび上がった。ただし、当該設問では常勤換算後の職員数を問うていないため、職員実数(あたまた数)による計算上の配置割合であることに留意されたい。

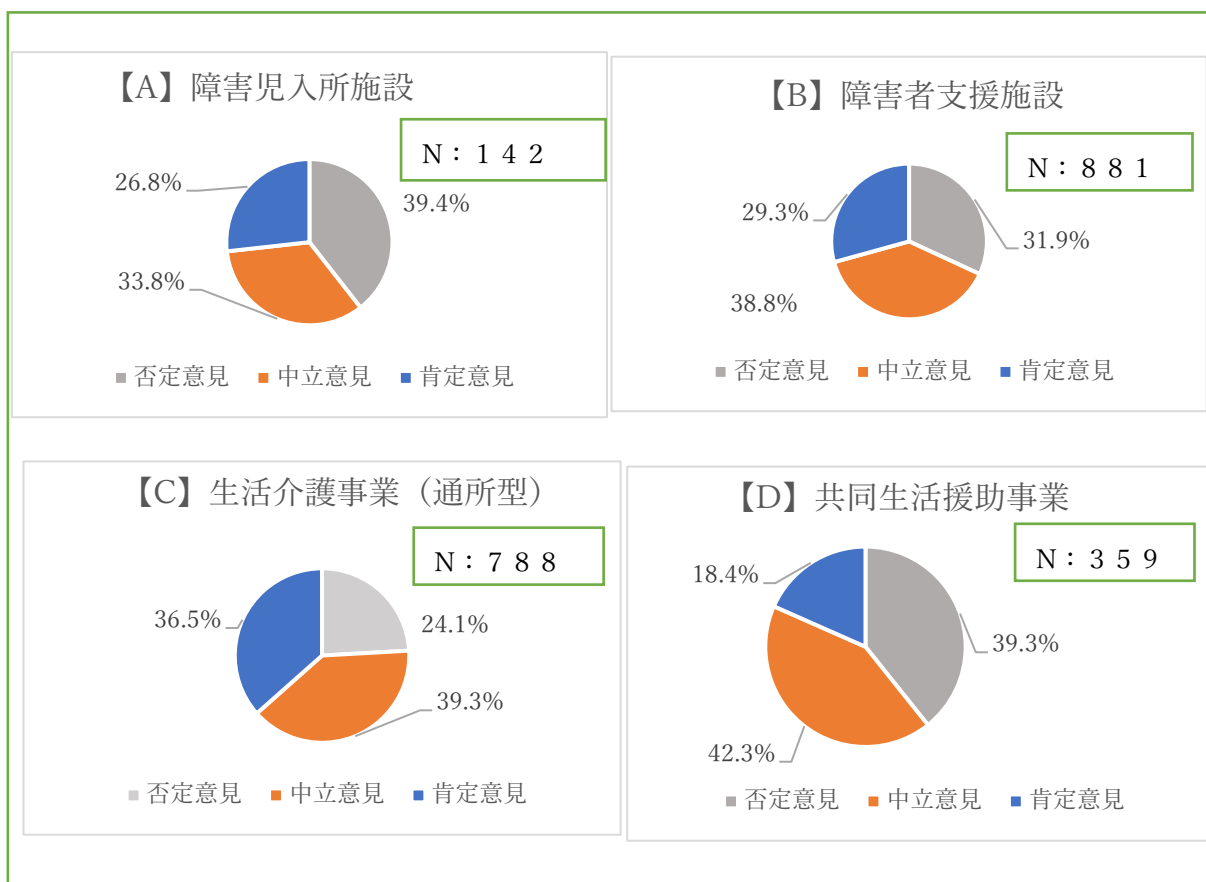
表 5 1 対 1 対応の割合 (平日) (%)

おおまかなスケジュール	障害児入所施設	障害者支援施設	共同生活援助事業
①起床から日中活動	11.3	20.6	8.3
②日中活動	8.3	13.7	12.0
③日中活動後から就床前	9.7	19.8	7.3
④就床後から起床	11.8	34.8	12.3

②強度行動障害児者への支援に携わる支援員等の配置に関する施設・事業所の認識

障害児入所施設、障害者支援施設及び共同生活援助事業は、①において確認したように生活場面における支援員等の配置状況が脆弱であることが理解できるが、図7は、これらの施設・事業所の強度行動障害児者への支援に携わる支援員等の配置数について十分な人員が確保されているかを5段階の評価により尋ねた結果（資料集表31）を基に、肯定意見（十分に確保されている、ある程度確保されている）、中立的意見（どちらともいえない）、否定意見（ほとんど確保されていない、まったく確保されていない）の3区分により図にしたものである。その結果、「まったく確保されていない」又は「ほとんど確保されていない」の否定意見が30%を超え、中立的意見を含めると70%を超える状況である。意思決定支援等の個を尊重した支援を基本に据えた取り組みを進めるためにも体制を抜本的に改める時にきている。

図 - 7 強度行動障害児者への支援に携わる支援員等の配置に関する施設・事業所の認識 （単位：施設・事業所）

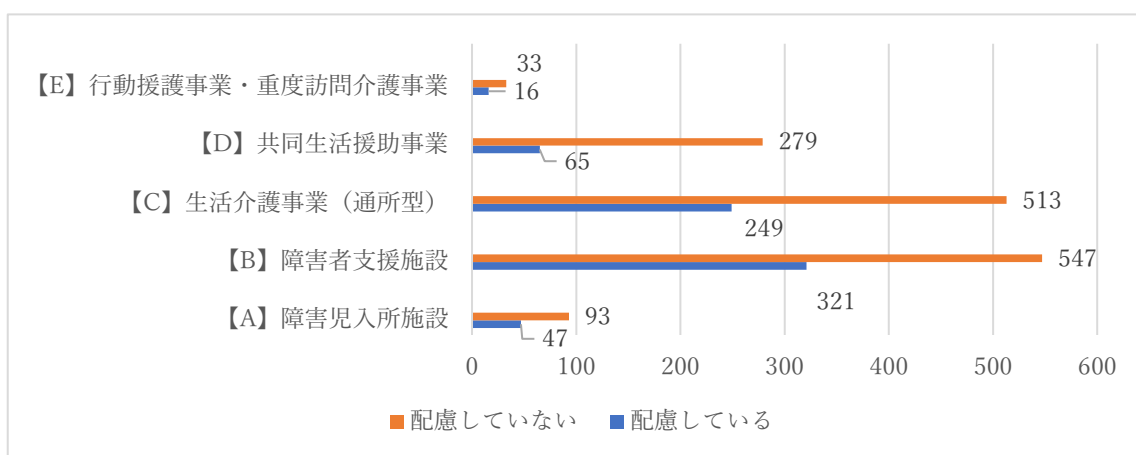


③支援員等への特別な配慮の状況

支援員等の対人援助業務は、利用者への支援のみならず組織運営、関係機関との調整等といった様々な場面で強いストレスが掛かると言われることから施設・事業所において著しい行動障害のある方への支援に携わる支援員等に対して特別な配慮やモチベーションを高める取り組みを行っているかどうかについて尋ねており、その結果を資料集の表 36、表 37 に掲載している。特別な配慮とモチベーションを高める取り組みの有無に関しては、ほぼ同じ傾向を示しているため、特別な配慮に関する結果を図 - 8 で示すものである。その結果は、配慮をしているとの回答が障害児入所施設では 31.5%、障害者支援施設では 35.6%、生活介護事業（通所）では 30.0%、共同生活援助事業では 16.3%、行動援護事業・重度訪問介護事業では 30.8%と低い回答結果となっている。

図 - 8 施設・事業所における強度行動障害児者への支援に携わる支援員等への特別な配慮状況

(単位：施設・事業所)

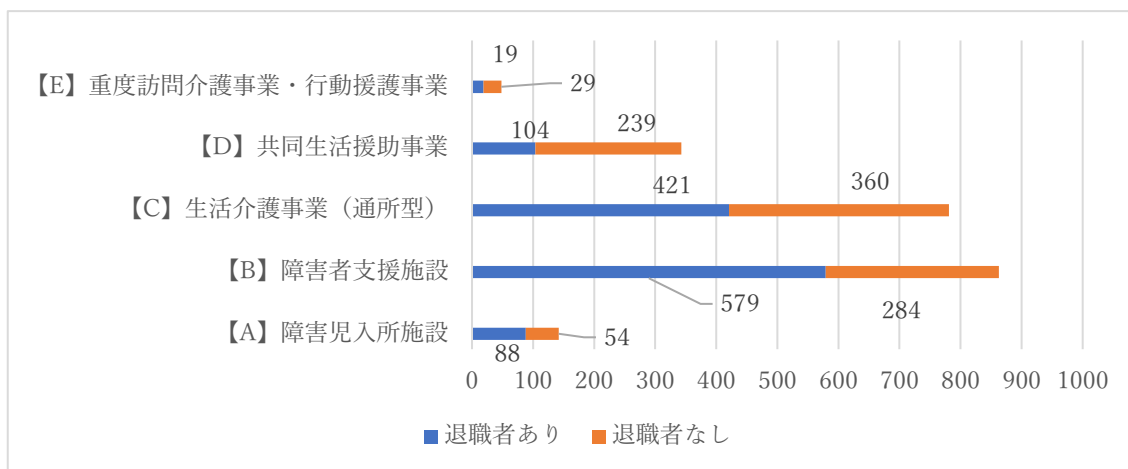


④支援員等の退職状況

会員施設・事業所では、職員の確保・定着が懸案事項となっているが、支援員等の退職状況を 2018 年度から 2020 年度までの退職者の有無について把握したものが図 - 9 であるが、夜勤等を伴う障害児入所施設、障害者支援施設における退職者のあった施設が、ない施設を大幅に上回っている。退職者が出ている施設・事業所の中で、10 人以上の退職者が出ているのは平均で 11.6%、障害者支援施設に限ると 16.8%と大変厳しい状況である。

また、退職の理由は、家庭との両立が難しい、職場の人間関係のトラブル、施設の運営方針と合わない、利用者とのトラブルなどが挙げられている。

図 - 9 施設・事業所における退職者の有無 (単位：施設・事業所)



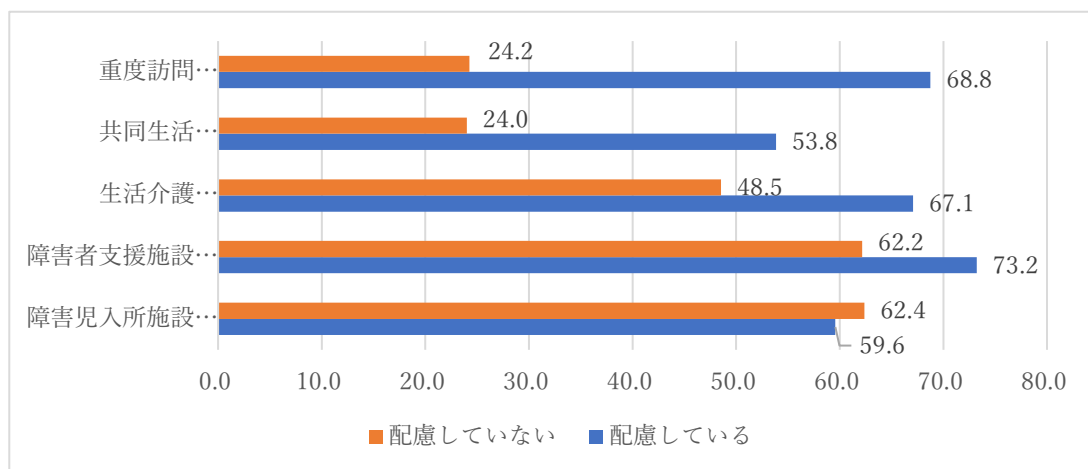
⑤特別の配慮の有無と退職の関係

上記③にて記載した特別な配慮の状況と退職者の有無についての関係を見るために、特別な配慮の有無について回答した施設・事業所のそれぞれのうち、退職者があった施設・事業所の割合を比較した結果を図 - 10 に示している。

障害児入所施設では、配慮ありの施設 47 か所の内 28 か所で退職者があり、また、配慮なしの施設 93 か所の内 58 か所で退職者があり、前者の割合が 59.6%、後者の割合が 62.4%となる。障害者支援施設では、配慮ありの施設 321 か所の内 235 か所で退職者があり、また、配慮なしの施設 547 か所の内 340 か所で退職者があり、前者の割合が 73.2%、後者の割合が 62.2%となる。生活介護事業所（通所）では、配慮ありの施設 249 か所の内 167 か所で退職者があり、また、配慮なしの施設 513 か所の内 249 か所で退職者があり、前者の割合が 67.1%、後者の割合が 48.5%となる。さらに、共同生活援助事業所では、配慮ありの施設 65 か所の内 35 か所で退職者があり、また、配慮なしの施設 279 か所の内 69 か所で退職者があり、前者の割合が 53.8%、後者の割合が 24.7%となる。

これらの数字によると障害児入所施設では特別な配慮をしている施設が退職者を出す割合がわずかに低いものの、障害者支援施設、生活介護事業所（通所）、共同生活援助事業所、重度訪問介護・行動援護事業所では、特別な配慮をしている施設・事業所が退職者を出す割合が高くなっているのは皮肉な結果である。後述するが、退職につながる可能性のある別の要因が示唆されている。

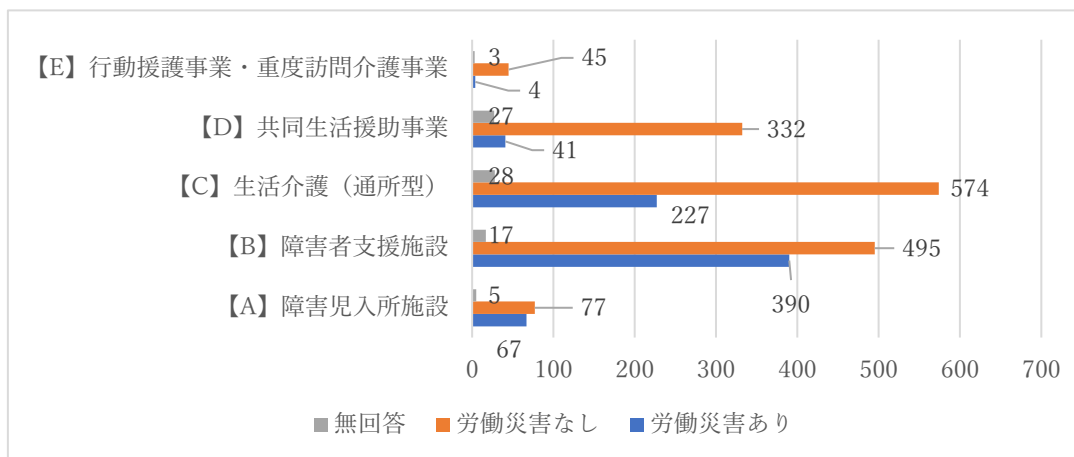
図 - 1 0 施設・事業所における特別の配慮の有無と退職の関係（単位：％）



⑥支援中の労働災害の発生状況

施設・事業所における支援は、予見できない場面に遭遇することがあり、時にはケガといった不測の事態に発展することもある。その結果として労働災害の申請・認定が行われることもあるので、労働環境としての視点から調査項目に加え、資料集の表 38～40 - 2 に詳細を掲載しており、その一部を図 - 11 に示している。

図 - 1 1 2020 年度支援中に起きた労働災害の有無（単位：施設・事業所）



労働災害が認定された施設・事業所は、障害児入所施設では 67 か所 (45.0%) で起きており、一つの施設で 3 件以内の認定が 54 か所 (36.2%)、3 件以上の認定があるところが 12 か所 (8.0%)、障害者支援施設では 390 か所 (43.2%) で起きており、一つの施設で 3 件以内の認定が 313 か所 (34.7%)、3 件以上の認定があるところが 60 か所 (6.7%)、生活介護事業所 (通所) では 227 か所 (27.4%)

で起きており、一つの事業所で3件以内の認定が202か所(24.4%)、3件以上の認定があるところが19か所(2.3%)、共同生活援助事業では41か所(10.3%)で起きており、認定のあった事業所のうち40か所(10.0%)が3件以内の認定となっている。

これらの認定事例のうち著しい行動障害のある方のトラブルとの関係では、障害児入所施設では45か所(67.2%)、障害者支援施設では217か所(55.6%)、生活介護事業所(通所)では123か所(54.2%)、共同生活援助事業では10か所(24.4%)となっている。

5. 施設・事業所を利用する著しい行動障害のある方の状況

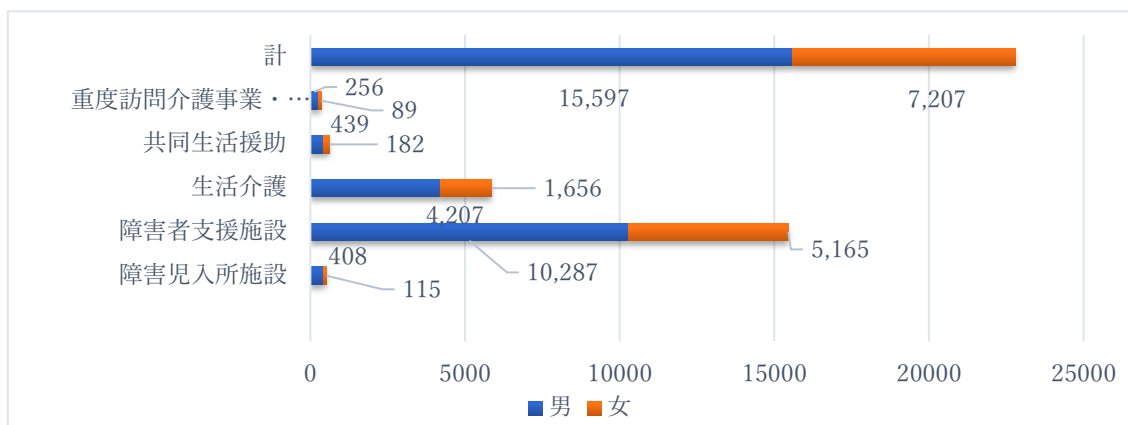
(1) 行動関連項目10点以上の利用者の状況

施設・事業所を利用する著しい行動障害のある方については、2.において総合的な内容を報告しており、ここでは行動関連項目点数等の詳細報告があった方々について報告する。

①男女別の人数

行動関連項目10点以上の方の性別について回答のあった人数は、総数22,804人であり、男女別にまとめたものが図-12である。男性が15,597人(68.4%)と女性の7,207人(31.6%)の2倍以上の数である。また、施設・事業所の利用者のうち行動関連項目10点以上の方は、障害者支援施設では男性が10,287人(66.4%)、女性が5,165人(33.3%)、次に多い生活介護事業(通所)では男性が4,207人(71.8%)、女性が1,656人(28.2%)、共同生活援助事業では男性が439人(70.7%)、女性が182人(29.3%)と事業ごとに男女の比率に相違がある。

図-12 行動関連項目10点以上の利用者男女別状況 (単位:人)



②点数別の人数分布

行動関連項目 10 点以上の方の点数別人数分布は、点数の詳細報告があった 13,587 人について人数別にグラフにまとめたものが図 - 13 である。点数別に人数をみると 10 点にある方が最も多く 1,898 人、11 点では 1,349 人と 10 点の人数から 3 割近く減少し、それ以上の点数では 15 点を除くとなだらかに減少している。グラフでは 20 点以上をまとめて表しているがその詳細は 20 点 641 人、21 点 479 人、22 点 277 人、23 点 59 人、24 点 33 人となっている。

図 - 13 各点数別の人数

(単位：人)

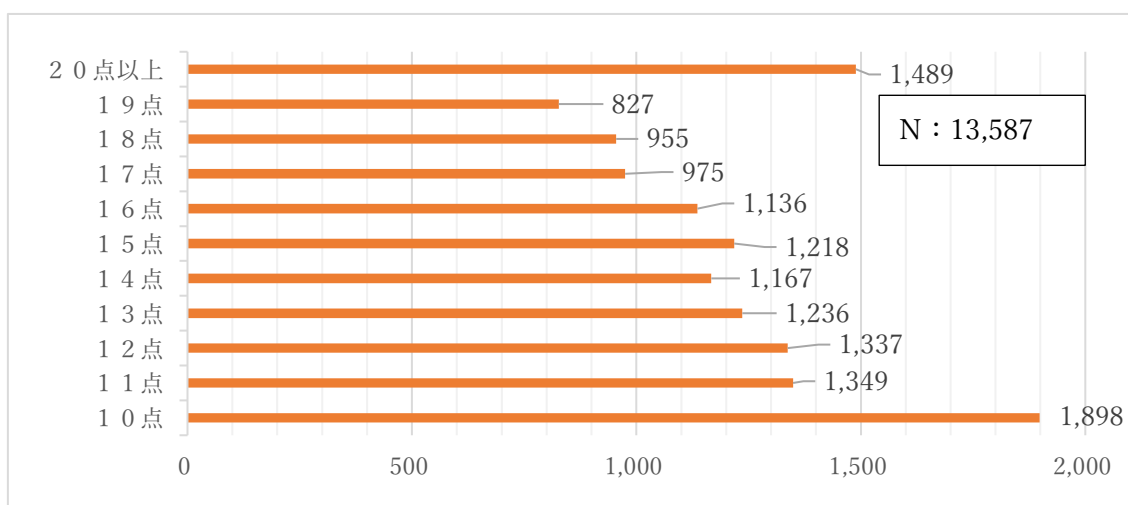
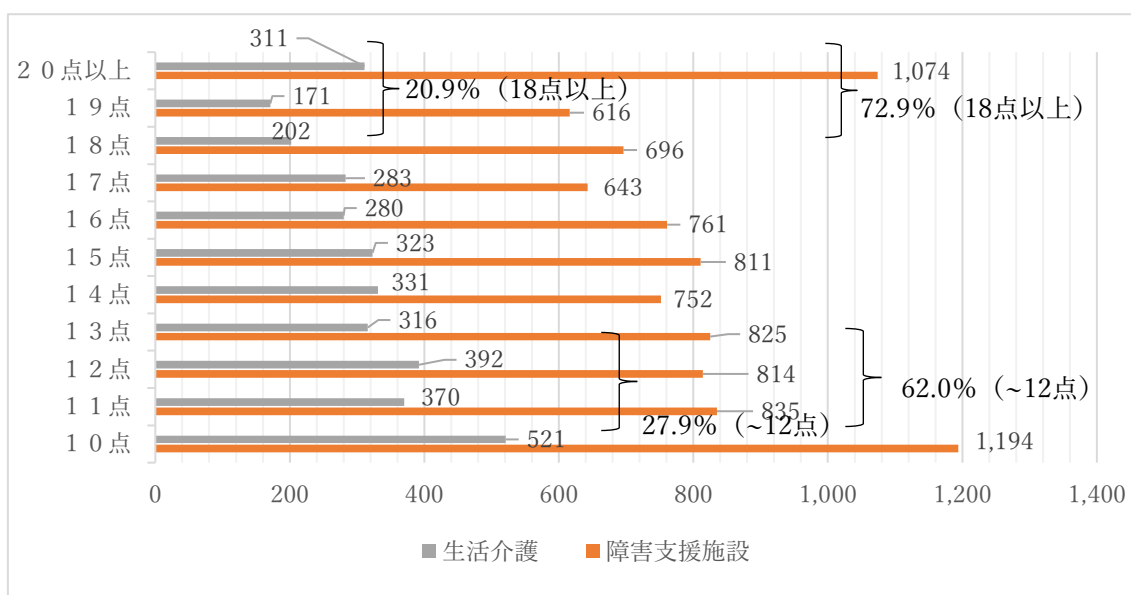


図 - 14 障害者支援施設・生活介護事業（通所）の行動関連項目 10 点以上の点数別利用者数

(単位：人)



また、障害者支援施設（当該調査における全強度行動障害認定利用者数の67.7%）と生活介護事業所（通所）（同 25.7%）を取り出したのが図 - 14 である。当該点数ごとの利用者総数に対する障害者支援施設の利用者数の割合は、10点から12点が62.0%、18点以上が72.9%と10ポイント以上の差がある。

一方、生活介護事業（通所）においては、10点から12点が27.9%、18点以上では20.3%と約7ポイントの差となっている。

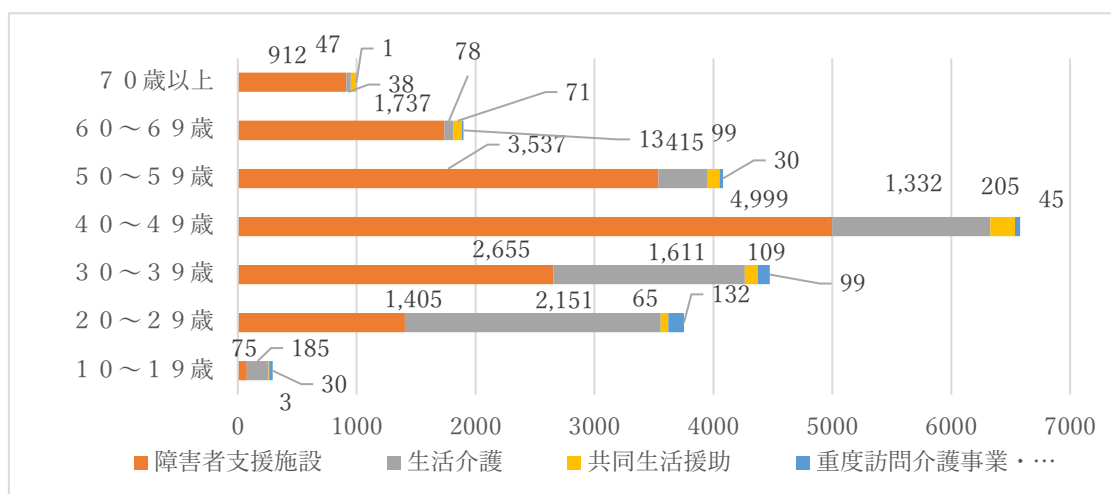
当該調査における全利用者数（94,887人）に対する障害者支援施設利用者（52,415人）の割合は55.2%、生活介護利用者（27,461人）の割合は28.9%であることと上記結果を比較すると、行動関連項目点数が高い状態になればなるほど障害者支援施設で支援を受ける傾向にあることを示していると考えられる。

③年齢層別の人数分布

施設・事業所を利用する行動関連項目10点以上の方は、年齢の記載があった22,246人を10歳刻みの年齢層に分けて人数分布をまとめたものが図-15である。障害者支援施設では、40歳代が最も多い4,999人、次いで50歳代が3,537人、30歳代の2,655人となっている。また、生活介護事業所（通所）は、最多層が20歳代に下がり2,151人、次いで30歳代の1,611人、40歳代の1,332人と様相が異なっているが、この傾向は、本会で毎年実施している全国知的障害児者施設・事業実態調査における当該種別の全利用者の年齢分布と同様である。

共同生活援助事業は実数が少ないが、40歳代が最も多い205人、次いで30歳代の109人、50歳代が99人、重度訪問介護事業・行動援護事業では、最多の20歳代で132人、次いで30歳代の99人、40歳代の45人となっている。

図 - 15 行動関連項目10点以上の利用者年齢層別状況 (単位：人)

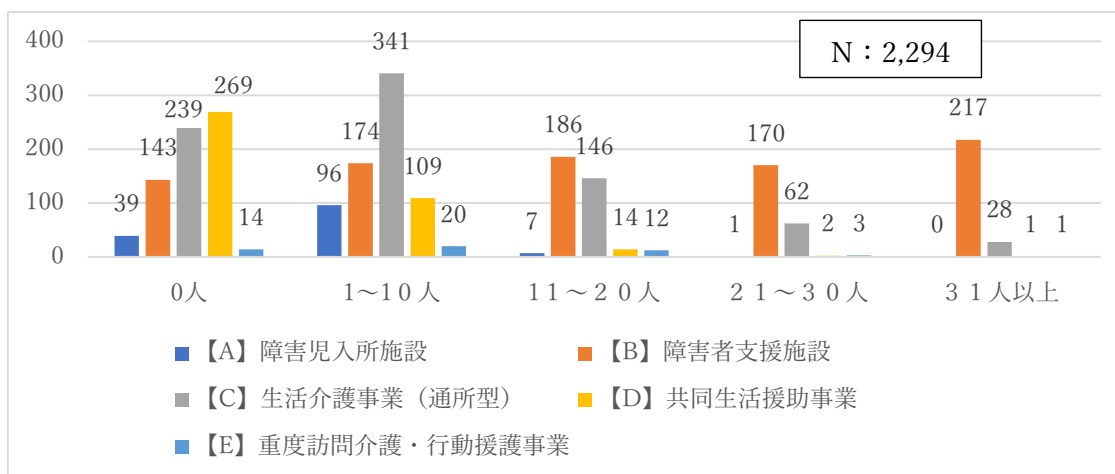


(2) 施設・事業所における著しい行動障害のある方の受け入れ状況

施設・事業所単位での著しい行動障害のある方の利用人数は、資料表の18に掲載しており、そのデータを基に施設・事業所ごとの状況を理解し易くするためにまとめたものが図-16である。

前述したように障害者支援施設、生活介護事業所（通所）においては、著しい行動障害のある方の93.4%が利用している状況にあるが、図-16に示すように障害者支援施設では31人以上の利用が217か所（24.0%）と最多であり、生活介護事業所（通所）では10人以下の利用人数が341か所（41.1%）が最多とする一方で、障害者支援施設の143か所（16.2%）、生活介護事業所（通所）の239か所（28.8%）では、該当者がいないとの回答である。

図-16 行動関連項目10点以上の方の利用状況（単位：施設・事業所）



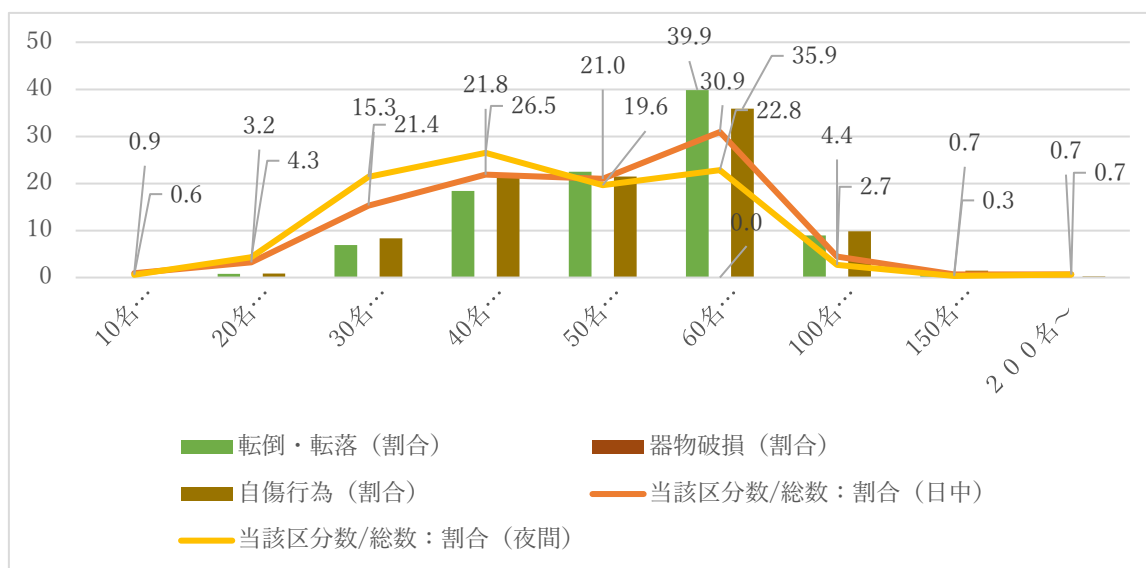
(3) 施設・事業所で起きた事故等の状況

施設・事業所では、著しい行動障害のある利用者の安全を最優先に支援しているところであるが、時に事故等が生じることがあることから調査票において事故等が起きる場所や態様を尋ねており、集計したものが資料集表48~48-5である。2020年度中に起きた職員による処置、通院、入院を要した事故は、障害児入所施設では642件、障害者支援施設では4,803件、生活介護事業所（通所）では1,314件、共同生活援助事業所では224件、重度訪問介護事業・行動援護事業では25件であった。

特に、発生件数の多い障害者支援施設において、発生数の多い事故態様の「転倒・転落」1,621件、「器物破損（物壊し）」1,110件、「自傷行為」937件に関して、施設の定員規模別に集計したものが資料集表137の①~③である。それぞれの事故の発生場所については、転倒・転落では、廊下・階段（17.8%）と居室（17.6%）がほぼ同じ割合、器物破損では居室（27.0%）、自傷も居室（30.2%）

での発生が最多である。「転倒・転落」「器物破損」「自傷行為」に関して定員規模別の発生数の割合と定員規模別施設数の割合の分布を比較したものが図 - 17 である。この図からは、利用者数が多い 60 名～99 名規模の施設での事故発生割合が高くなっているのが顕著である。

図 - 17 障害者支援施設における転倒・転落、器物破損、自傷行為と定員規模別の関係 (割合) (単位: %)



(4) 著しい行動障害のある方の受け入れ人数と偶発的な受傷等の状況及び設備環境面 (ハード面) の状況

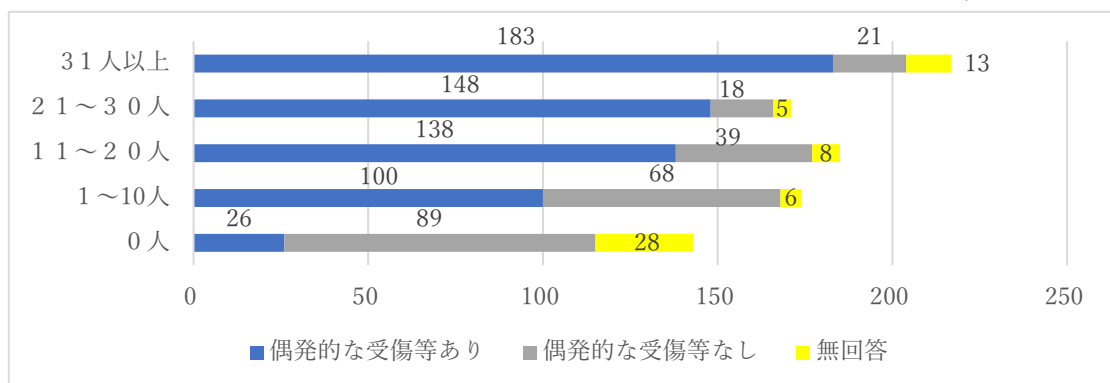
①障害者支援施設における状況

ア) 著しい行動障害のある方の受け入れ人数と偶発的な受傷等の状況

特定の障害者支援施設に著しい行動障害のある方が集中する傾向が伺えるが、人が多く集まることで偶発的な受傷等につながるものが危惧されることから人数区分ごとに偶発的な受傷等の発生について集計を行ったものが資料集の表 86 である。このデータを基にして図に表したものが図 - 18 であり、著しい行動障害のある方の利用人数が多くなるにつれ受傷等の発生する施設が増加している。また、それぞれの人数区分に該当する施設数に占める受傷等の発生した施設数の割合で確認すると、1 人～10 人の区分で 57.5%、11 人～20 人の区分で 79.3%、21 人～30 人の区分で 86.5%、31 人以上では 84.3% となっており、31 人以上の区分では 21 人～30 人の区分よりわずかに減少しているものの、人数が多くなるほど受傷等の発生が増加する傾向がみてとれる。

図 - 1 8 障害者支援施設における偶発的な受傷等の状況

(単位：施設)

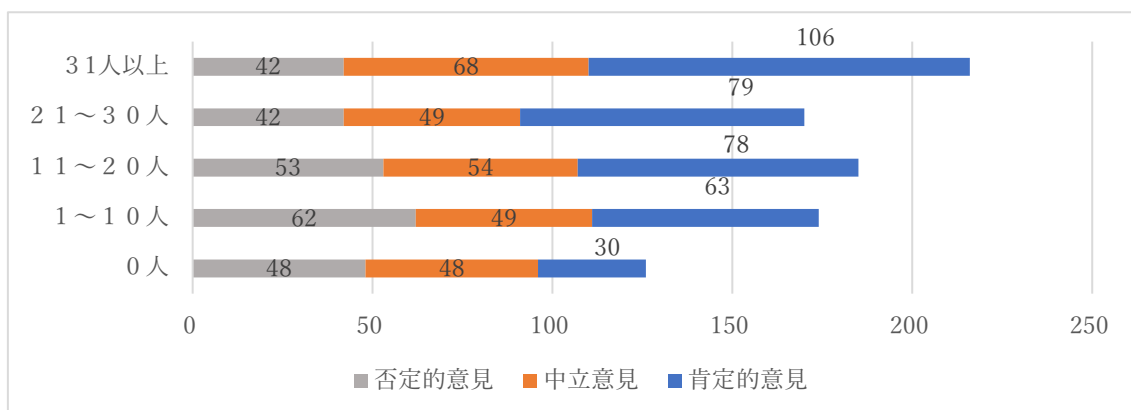


イ) 著しい行動障害のある方の受け入れ人数と設備環境面（ハード面）の状況
 著しい行動障害のある方の受け入れ人数の増加は、偶発的な受傷等の増加につながることを「ア)」で報告をしているが、「著しい行動障害のある方が生活や活動する場としての設備環境面（ハード面）は、安全面や機能面等が十分整備されていますか」との問を人数区分により集計したものが資料集表 91 である。このデータを基に肯定的意見（ある程度整備されている、十分に整備されている）、中立的意見（どちらでもない）、否定的意見（まったく整備されていない、ほとんど整備されていない）の区分によりまとめたものが図 - 19 である。

この図において、設備環境面（ハード面）は、安全面や機能面等が十分整備されているかとの問いに対する肯定的意見は、1～10人区分では36.2%、次の区分が42.2%、その次の区分が46.4%、さらにその次の区分が49.1%と人数増加によって増加する傾向が明らかである。

図 - 1 9 障害者支援施設における設備環境面（ハード面）の現状認識

(単位：施設)



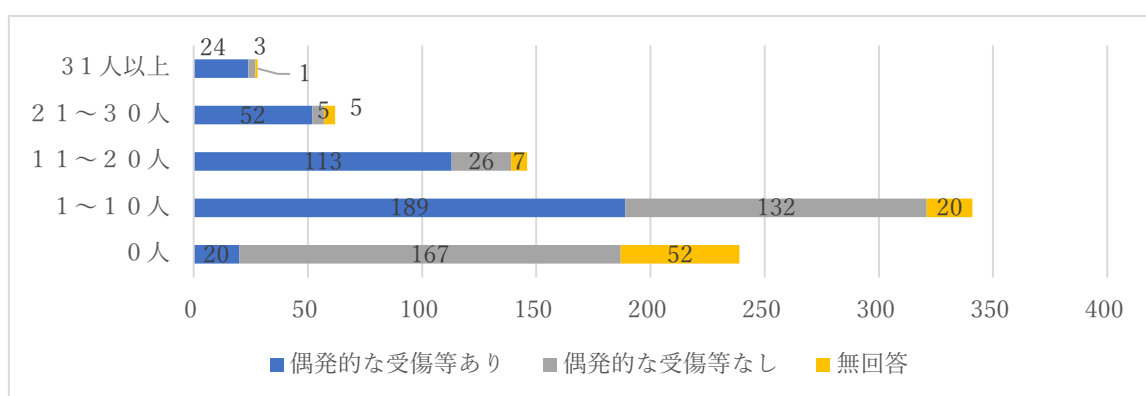
②生活介護事業所（通所）における状況

ア) 著しい行動障害のある方の受け入れ人数と偶発的な受傷等の状況

生活介護事業所（通所）のデータを資料集表 86 に掲載しており、上述①ア)と同様にまとめたものが図 - 20 である。生活介護事業所（通所）は、障害者支援施設と同じように、それぞれの人数区分に該当する事業所数に占める受傷等の発生した事業所数の割合で確認すると、1 人～10 人の区分で 55.4%、11 人～20 人の区分で 77.4%、21 人～30 人の区分で 83.9%、31 人以上では 85.7%となっており、人数が多くなるほど受傷等の発生が増加することが明らかである。

図 - 20 生活介護事業所（通所）における偶発的な受傷等の状況

(単位：事業所)

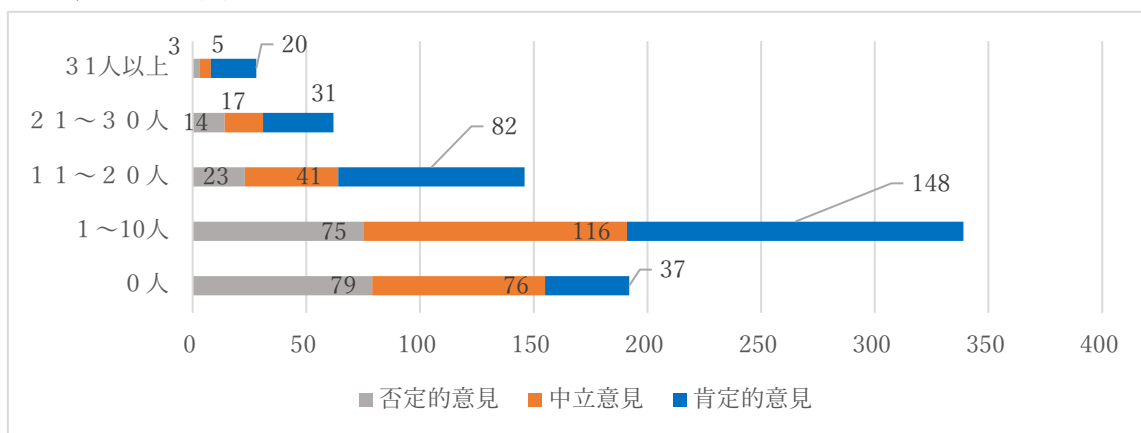


イ) 著しい行動障害のある方の受け入れ人数と設備環境面（ハード面）の状況

生活介護事業所（通所）における設備環境面（ハード面）の状況は、資料集表 91 に掲載したものを基に肯定的意見（ある程度整備されている、十分に整備されている）、中立的意見（どちらでもない）、否定的意見（まったく整備されていない、ほとんど整備されていない）の区分によりまとめたものが図 - 21 である。

この図において、設備環境面（ハード面）は、安全面や機能面等が十分整備されているかとの問いに対する肯定的意見は、1～10 人区分では 43.4%、次の区分が 56.2%、その次の区分が 50.0%、さらにその次の区分が 71.4%と人数増加によって増加する傾向が明らかである。

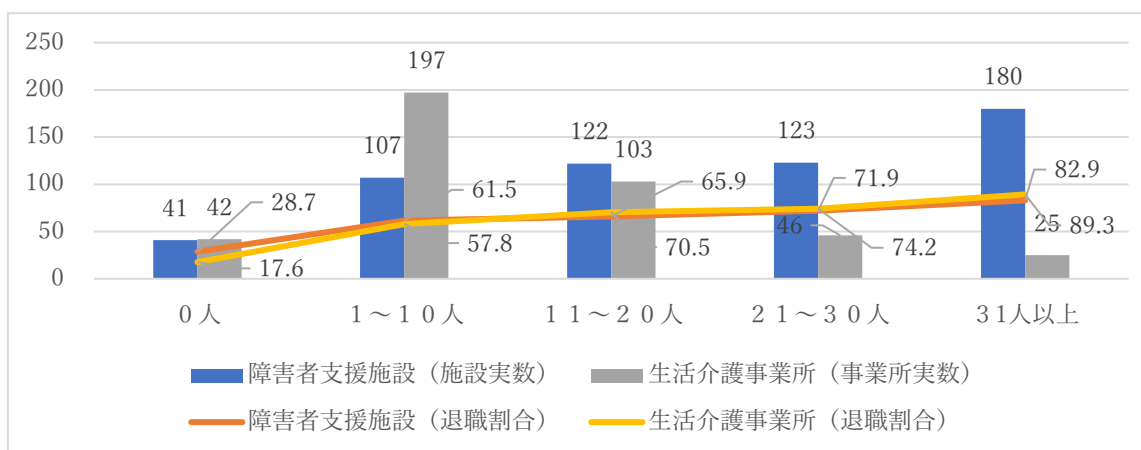
図 - 2 1 生活介護事業所（通所）における設備環境面（ハード面）の現状認識
（単位：事業所）



(5) 著しい行動障害のある方の受け入れ人数と退職者の状況

著しい行動障害のある方への支援は、想定したようには進まない現実があり、そのような状況に疲弊してバーンアウトする職員も少なくないと言われている。退職者の状況については、上記4.の(3)の④で記載しているが、資料集の表78には著しい行動障害のある方の受け入れ人数区分と退職者の人数区分のデータを集計している。この表を基にして人数区分ごとの施設数の内、退職者のあった施設数とその割合を算出したものが図-22である。この図からも明らかなように、障害者支援施設では、1~10人の区分で61.5%であったものが、31人以上の区分では82.9%へと、生活介護事業所（通所）では1~10人の区分で57.8%であったものが、31人以上の区分では89.3%となっており、いずれの施設においても、著しい行動障害のある方の受け入れ人数が多くなるに従い、退職者を出す施設の割合が高くなっている。

図 - 2 2 著しい行動障害のある方の受け入れ人数と退職者のある施設
（単位：施設・事業所、%）



(6) 著しい行動障害のある方の生活と行動関連項目点数の関係

①行動関連項目点数と行動制限との関係

著しい行動障害のある方は、支援者がきっかけや原因が分からない状況の中で激しい行動が発現してしまうことがあり、時に、行動の制限を行うことが必要となる場合もある。このような状態が想定される方には、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和2年10月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)「身体拘束の具体的な内容①～⑥」に基づき、個別支援計画に具体的に記載することが必要であることから、行動関連項目点数と身体拘束の具体的な内容①～⑥に関して尋ねており、その結果を資料集表 53、表 127 に掲載している。

<身体拘束の具体的な内容>

- ①車いすやベッド等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神役を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

それらのデータから障害者支援施設において①から⑥のいずれかの行動制約等を受ける方が 2,014 人いることが報告されているので、以下にその詳細を述べる。

別添様式にて回答のあった 15,488 人のうち、個別支援計画に身体拘束の具体的な内容①～⑥に関する記載があった方は 2,014 人(13.0%)、身体拘束なしと記載があった方は 10,534 人(68.0%)、無回答が 2,940 人(19.0%)となっている。ただし、身体拘束の具体的な内容①～⑥に関して記載があった 2,014 人のうち点数の記載のない方が 1,134 人あったこと、及び①～⑥に記載はないものの「身体拘束なし」にも記載がない無回答があったという現状がある。

また、回答実数の多い 2 項目「④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。」(1,124 人)「⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。」(804 人)に記載のあった方と「身体拘束なし」の記載のあった方の人数について行動関連項目点数ごとに図にしたものが図 - 23 である。

さらに、図 - 24 は該当点数の人数に対する項目記載人数の割合を図にしている。いずれも折れ線で「身体拘束なし」を表しており、実数では 10 点と 20 点以上の両端が高くなっているように見えるものの、割合ではいずれの点数も該当する人数の 66%程度と低い割合となっている。その一方で、10 点の区分においては、2 項目が記載される人数が他の点数と変わりなくあることも特徴のひとつ

つと考える。さらには、「④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。」は、14点から15点で2.5ポイント、「⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。」は、13点から14点で1.8ポイントとそれまでの割合より一段上に上昇しており、これらの点数域にある方の支援に難しさがますます目安と考えられよう。

行動制限と居住形態との関連を資料集の表128に集計しており、このデータ上では、障害者支援施設の居住棟分棟型に生活する著しい行動障害のある方725人中79人(10.9%)が「自分で開けられない居室に隔離」されることがあると個別支援計画に記載されているとの回答があり、実数では大きい数字ではないが、他の居住形態における当該規定が記載されている方の割合と比較して約2倍となっていることは憂慮される結果である。

図 - 2 3 行動関連項目点数10点以上の方の行動制限の状況(実数)

(単位:人)

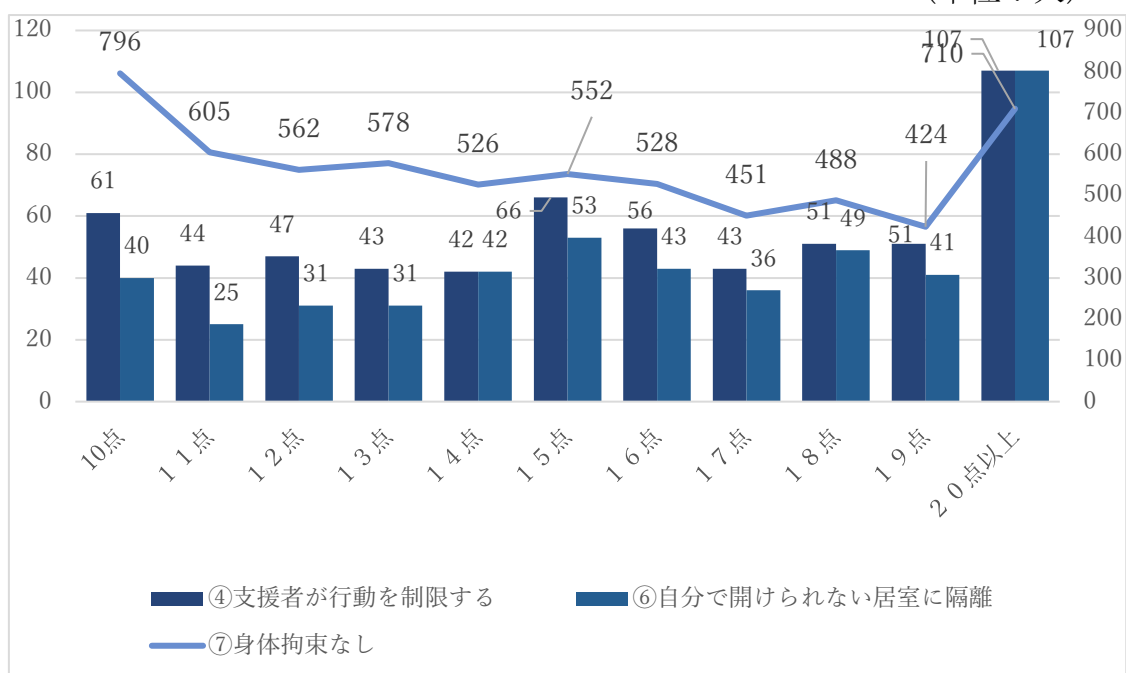
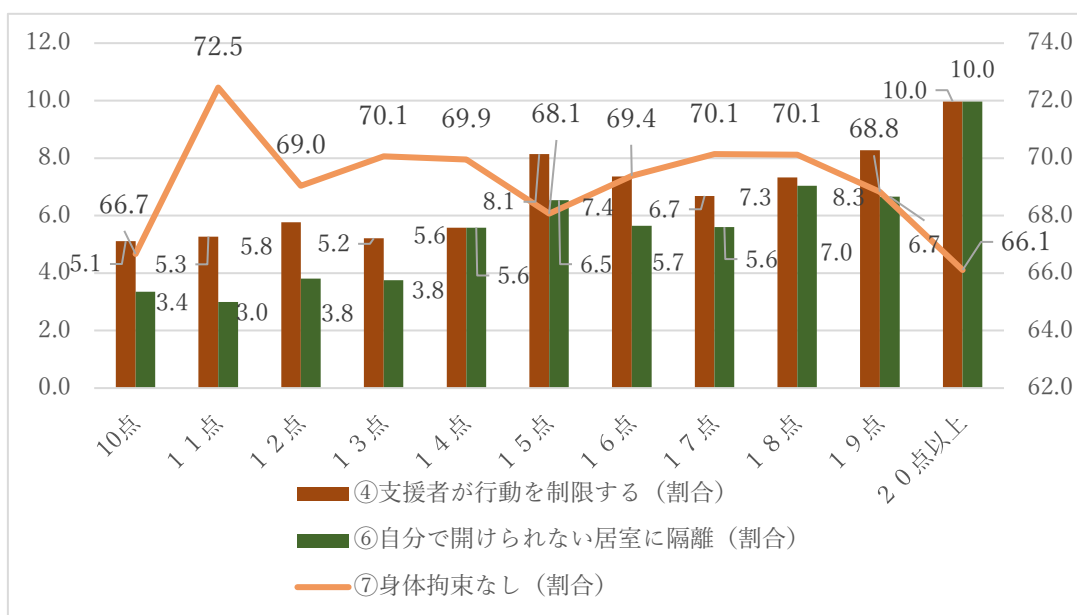


図 - 2 4 行動関連項目点数 10 点以上の方の行動制限の状況（割合）

（単位：人）



②服薬と行動関連項目点数の関係

著しい行動障害のある方は、多くの方が抗精神病薬等を服用されている状況にあるものの障害福祉サービスを利用する方々の服薬の状況を把握していなかったことからその状況を尋ねた結果を資料集の表 55～59 に掲載している。施設・事業別に著しい行動障害のある方の服薬状況は、障害児入所施設では 532 人の内 429 人(80.6%)が服薬、障害者支援施設では 15,488 人の内 11,615 人(75.0%)が服薬、生活介護事業（通所）では 5,881 人の内 3,716 人(63.2%)が服薬、共同生活援助事業では 621 人の内 388 人(62.5%)が服薬、重度訪問介護事業・行動援護事業では 350 人の内 183 人(52.3%)が服薬している。著しい行動障害と言う症状がある方々が所属の施設・事業により、服薬する方の多寡が見られるのは、年齢、生活環境、生活スタイル、症状の程度などの違いが影響していることが考えられる。

また、服薬状況を行動関連項目点数との関連を見たものが表 131～135 である。何らかの傾向を見出すことができるのではないかと考え、服薬人数が多い障害者支援施設（表 132）の状況を見ることとし、①抗精神病薬、②気分安定薬、③睡眠薬、⑦服薬なしに関して、該当点数の人数総数に対する服薬等の人数割合を図にしたものが図 - 25 である。棒グラフで表した服薬なしの方の割合は、分かり易い推移を示しており、行動関連項目点数 10 点にある総人数 1,194 人の内 369 人(30.9%)が服薬なしであるが 20 点以上では 1,074 人の内 165 人(15.4%)と半分に減少している。その間の点数域では、14 点から 15 点で大きく減少し、

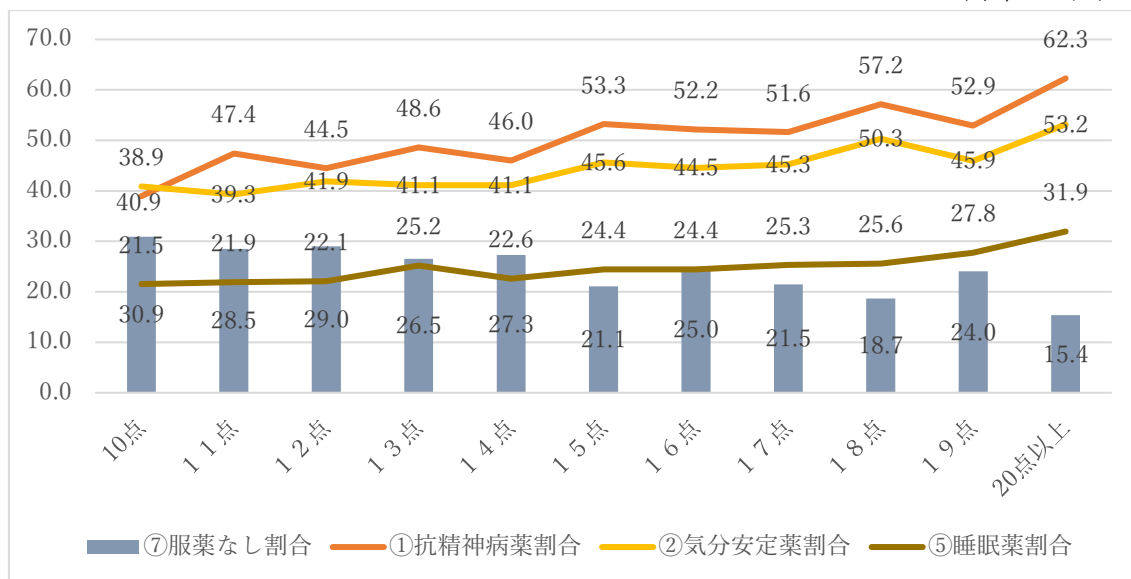
16点と19点の服薬なしの割合が上昇するものの全体傾向ではなだらかな減少となっている。その反面として、①抗精神病薬、②気分安定薬、③睡眠薬を服薬する方は、点数の増加とともに相対的な割合は増加していることが明らかである。服薬なしと同じ様に10点と20点以上を比較すると①抗精神病薬では465人(38.9%)が669人(62.3%)、②気分安定薬では、488人(40.9%)が571人(53.2%)、③睡眠薬では、257人(21.5%)が343人(31.9%)となっており、途中の点数域での若干の推移の変化はあるものの点数の増加とともに相対的な割合が増加している。

これらの薬剤においても行動関連項目点数15点にある方々は、それ以前の点数域にある方々の割合に比して一段高くなる傾向が表れている。特に、その傾向が顕著なのが①抗精神病薬で、14点では46.0%であったものが15点では53.3%へと7.3ポイント高くなっている。

なお、複数種類の服薬に関しては、例示した薬剤を服薬する延べ人数を服薬する実人員で除して服用種類数を算出したところ、10点で1.8、11点～15点が1.9、16点～19点が2.0、20点以上が2.1であった。

図 - 2 5 行動関連項目点数10点以上の方の代表的薬剤の服薬状況

(単位：%)



6. 設備環境面における構造化への配慮や工夫

(1) 施設・事業所における設備環境面（ハード面）での安全面や機能面等の整備状況

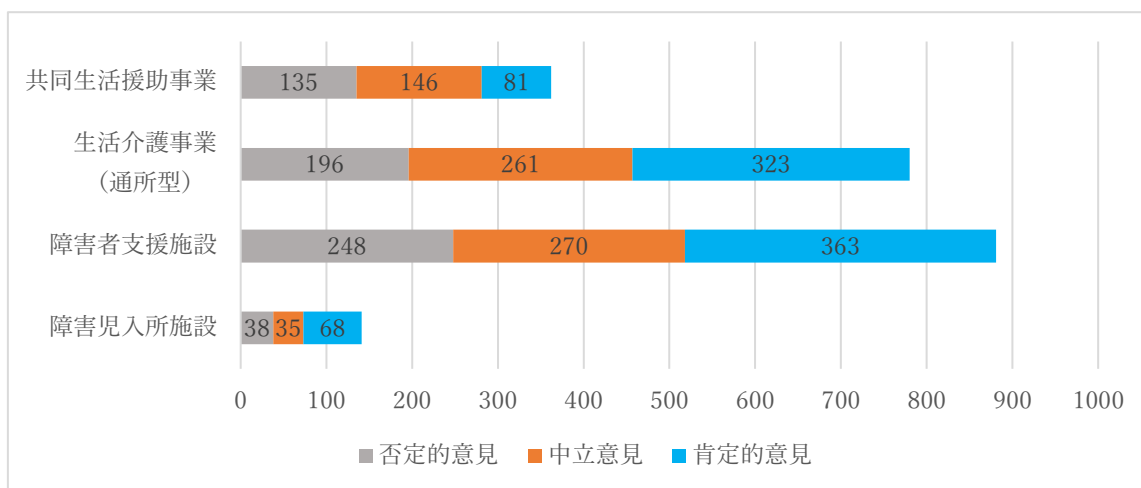
① 全体的な傾向

著しい行動障害のある方が生活や活動する場としての設備環境面（ハード面）の安全面や機能面等の整備状況については、上述5.の(4)において一部言及したが、全ての施設・事業所の状況（資料集の表42）を肯定的意見（ある程度整備されている、十分に整備されている）、中立的意見（どちらでもない）、否定的意見（まったく整備されていない、ほとんど整備されていない）の区分により集計したのが図-26である。

著しい行動障害のある方の利用人数が一定程度ある障害児入所施設、障害者支援施設、生活介護事業所（通所）においては、肯定的意見（ある程度整備されている、十分に整備されている）の状況にあるとするのが、施設記載順で48.2%、41.2%、41.4%である。その一方、過半数を占める中立的意見又は否定的意見の状況にある所の整備ができない理由は、施設記載順で71.2%、62.5%、52.1%が予算の確保ができないとしている。ただ、共同生活援助事業では、予算の確保ができないとの回答（28.5%）を特別な配慮の必要性を感じないと回答（34.5%）する事業所が上回る結果となっている。

図-26 施設・事業所における設備環境面（ハード面）の整備状況

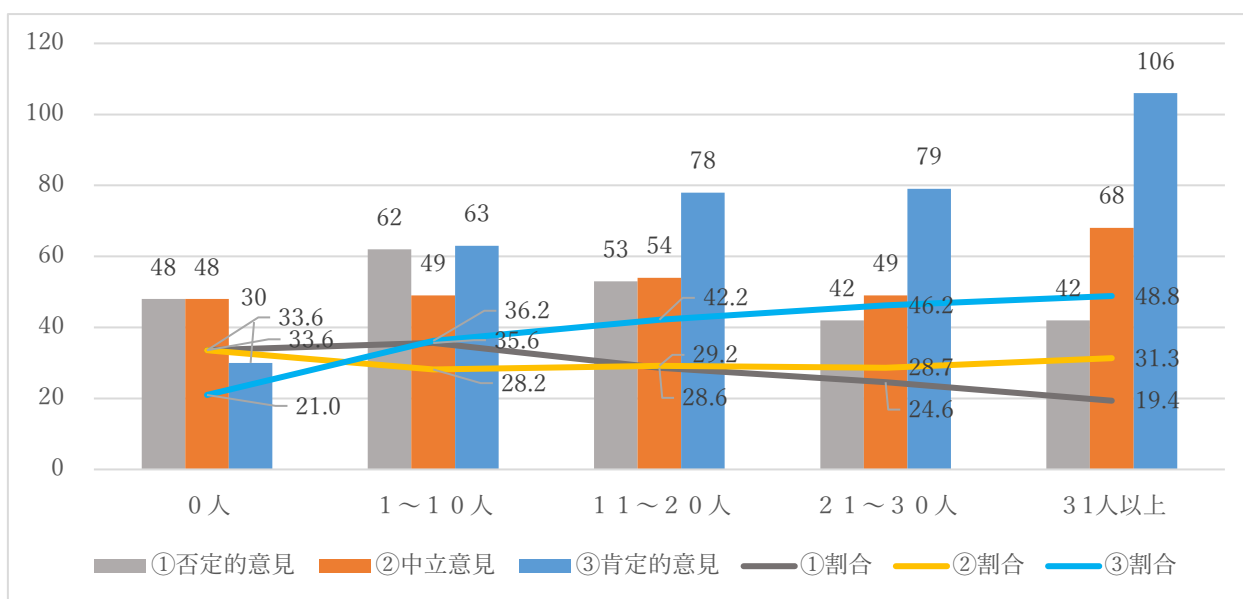
（単位：施設・事業所）



②障害者支援施設の傾向

障害者支援施設における設備環境面（ハード面）の安全面や機能面等の整備状況に関して著しい行動障害のある人の受け入れ人数との関係を見るために、人数区分に該当する施設の中でそれぞれに回答した施設数と、その割合を資料集表 91 に集計している。このデータを基に肯定的意見（ある程度整備されている、十分に整備されている）、中立的意見（どちらでもない）、否定的意見（まったく整備されていない、ほとんど整備されていない）の区分によりまとめたものが図 - 27 である。この結果は、人数の区分 1～10 人の区分では、肯定的意見の回答をした施設が 36.2%、否定的意見を回答した施設が 35.6% とほぼ拮抗しているが、31 人以上の区分では肯定的意見の回答をした施設が 48.8% へと増加、否定的意見を回答した施設が 19.4% へと減少しており、著しい行動障害のある方の受け入れが多いほど設備環境面（ハード面）の整備も進んでいることが伺える。

図 - 27 障害者支援施設における設備環境面（ハード面）の整備状況
(単位：施設、%)



(2) 施設・事業所における生活及び活動する場の設備環境面における構造化への配慮及び工夫の状況

①全体的な傾向

著しい行動障害のある方の生活および活動する場の設備環境面は、ご本人にとって分かり易く配慮や工夫がなされた環境を設定することが求められる中で、現状における施設・事業所の取り組み状況について尋ねており、その結果を資料集の表 43- (1)、43- (2)、43- (4)、43- (5) に集計している。この結果から、

施設・事業所の回答が1か所でも20%を超える場合の項目により再編集したものが表－5である。この表－6で分かるように、「個室やパーテーション等で区画されたスペースで作業や活動ができるようにしている」と回答したのが、障害入所施設では73.2%、障害者支援施設では74.2%、生活介護事業所（通所）では70.2%と多くの所で導入されている。また、「活動や手順の流れを利用者の理解にあわせて絵カードや写真を使っている」と回答したのが、障害入所施設では76.5%、障害者支援施設では67.4%、生活介護事業所（通所）では65.1%で導入されている。ただ、「スヌーズレンルームやカームダウンスペース、利用者が好きな場所が用意されている」といったハード整備がともなうものについては30%前後の状況である。

なお、今回の調査票では、構造化の正しい例としてとらえ難い項目・内容も含んだ幅広い設問としているが、現状を正しくとらえることを優先するためであることに留意頂きたい。

表－6 設備環境面における構造化への配慮及び工夫の状況（主な回答）

（施設・事業所数/下段%）

	障害児 入所施設	障害者 支援施設	生活介護事 業（通所）	共同生活 援助事業	計
個室やパーテーション等で区画されたスペースで作業や活動ができるようにしている	109 73.2	669 74.2	582 70.2	103 25.8	1,463 64.2
スヌーズレンルームやカームダウンスペース、利用者が好きな場所が用意されている	46 30.9	223 24.7	259 31.2	14 3.5	542 23.8
活動や手順の流れを利用者の理解にあわせて絵カードや写真を使っている	114 76.5	608 67.4	540 65.1	98 24.5	1,360 59.6
床に足型マークや線を引いて動線等を明確にしている	38 25.5	136 15.1	144 17.4	17 4.3	335 14.7
利用者の座る場所等を絵カードや写真を使って明確に決めている	49 32.9	236 26.2	222 26.8	36 9.0	543 23.8
遮光カーテンをしている	37 24.8	241 26.7	96 11.6	43 10.8	417 18.3
壁や天井の壁紙、家具、インテリアの色は非刺激色にしている	43 28.9	202 22.4	144 17.4	28 7.0	417 18.3
ドアやドア枠にクッション材等を貼っている	21 14.1	180 20.0	80 9.7	26 6.5	307 13.5
イヤーマフや耳栓（ノイズキャンセリングイヤホンを含む）を使用している	70 47.0	299 33.1	317 38.2	24 6.0	710 31.1
施設・事業所実数	149 100	902 100	829 100	400 100	2,280 100

②障害者支援施設の傾向

障害者支援施設における「個室やパーテーション等で区画されたスペース」、「スヌーズレンルームやカームダウンスペース、利用者が好きな場所」の設置状況に関して、著しい行動障害のある人の受け入れ人数との関係を見るために、人数区分に該当する施設の中で「個室やパーテーション等で区画されたスペース」を設置している施設数とその割合を図にしたものが図 - 28、「スヌーズレンルームやカームダウンスペース、利用者が好きな場所」を設置しているものが図 - 29 である。図 - 28 では、設置している施設が 1～5 人の区分では 98 施設の内 64 施設、65.3%であったものが 31 人以上の区分では 217 施設の内 191 施設、88.0%へと 22 ポイント増加し、また、図 - 29 では、設置している施設が 1～5 人の区分では 98 施設の内 16 施設、16.3%であったものが 31 人以上の区分では 217 施設の内 75 施設、34.6%へと 18 ポイント増加している。これらの結果から、著しい行動障害のある方の受け入れ人数が増えるに従い、設備環境面への配慮についても積極的に取り組む施設が多いといえる。

図 - 28 障害者支援施設における個室やパーテーション等で区画されたスペースの設置状況 (単位：施設、%)

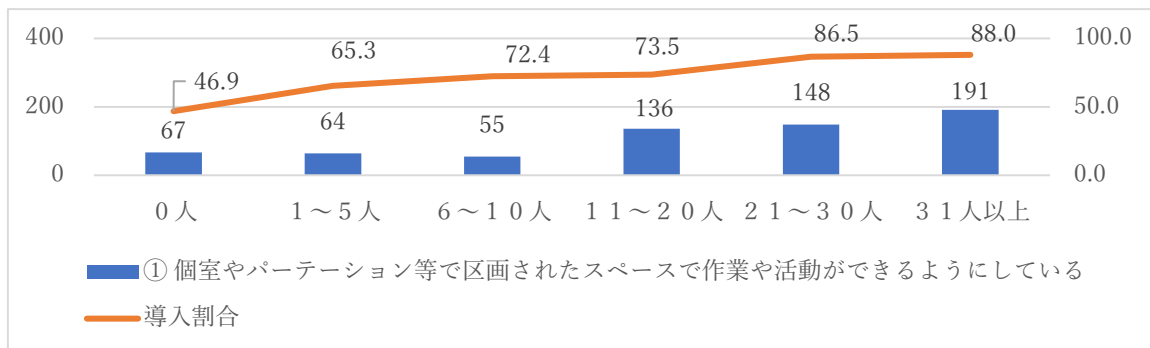
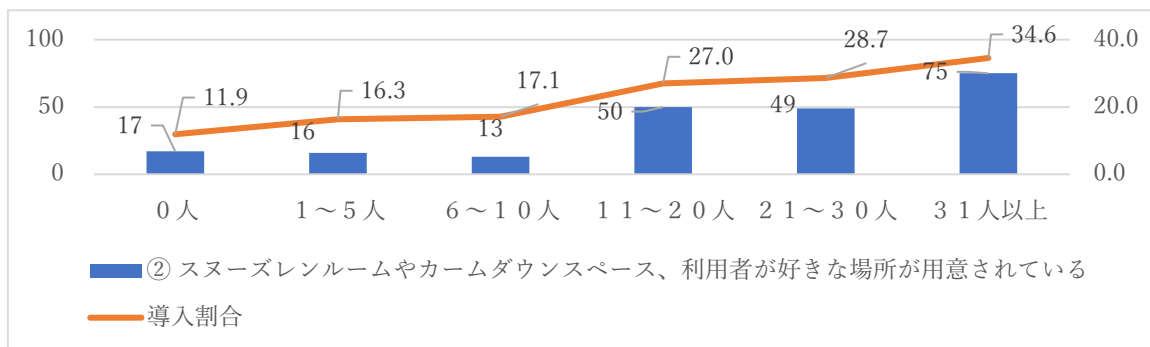


図 - 29 障害者支援施設におけるスヌーズレンルームやカームダウンスペース、利用者が好きな場所の設置状況 (単位：施設、%)



(3) 施設・事業所における生活および活動する場の設備環境面における安全対策の状況

① 全体的な傾向

著しい行動障害のある方は、時に支援員等の予想もつかないような行為や行動により事故やケガをする場合もあり得るので、建物等の設備構造上に潜むリスクを排除しておくことが、安心・安全な生活環境を作る上で必要である。このことを踏まえ調査票では、突発的行動への配慮として尋ねており、その結果を資料集表 43- (3) に集計している。障害児入所施設と障害者支援施設では、「入ってほしくない部屋や収納には鍵をしている」(86.6%と 85.9%)、「窓に自由に開けられない鍵をつけている」(74.5%と 52.9%)、「ガラス部分をアクリル板等、割れにくいものにしてしている」(68.5%と 58.1%)、「テレビにカバーをしてしている」(73.2%と 47.2%) を導入していると回答する施設の割合が高くなっている。

また、「部屋のドアに外鍵をつけている」(29.5%と 27.1%) との回答については、当該項目では構造的な外鍵の有無のみを問うており、外鍵の使用目的等については調査していない。利用者の外出時等におけるプライバシー保護のための使用や緊急避難的に使わざるを得ない状況での使用に対応するための設備であると考えたい。

② 障害者支援施設の傾向

障害者支援施設における突発的行動への設備環境面の配慮については、資料集表 97 に集計しており、そのデータから「② 窓に自由に開けられない鍵をつけている」、「③ 部屋のドアに外鍵をつけている」、「⑥ ガラス部分をアクリル板等、割れにくいものにしてしている」、「⑩ テレビにカバーをしてしている」に関して著しい行動障害のある方の受け入れ人数との関係を二つに分けて図にしたものが図 - 30 と図 - 31 である。

図 - 30 は、支援者の使い方によっては、行動の制限につながると考えられる「② 窓に自由に開けられない鍵をつけている」、「③ 部屋のドアに外鍵をつけている」は、同じような傾向をしめしており、特に、「ドアの外鍵」について見ると、著しい行動障害のある方の受け入れがない施設でもこの区分にある施設の 11.0%にあたる 16 施設が備えているとの回答があり、1~5 人区分では 20.2% の 20 施設、6~10 人区分では微減して 19.7% の 15 施設、さらに受け入れ人数の増加にともない設置する施設が増加しており、31 人以上区分では 38.6% の 83 施設となっている。

また、図 - 31 では、施設や備品の破損回避に留まらず安全の確保上も必要となる「⑥ ガラス部分をアクリル板等、割れにくいものにしてしている」、「⑩ テレビにカバーをしてしている」についても図 - 30 と同じような傾向にある。

図 - 3 0 窓への鍵、部屋のドアへの外鍵の設置状況

(単位：施設、%)

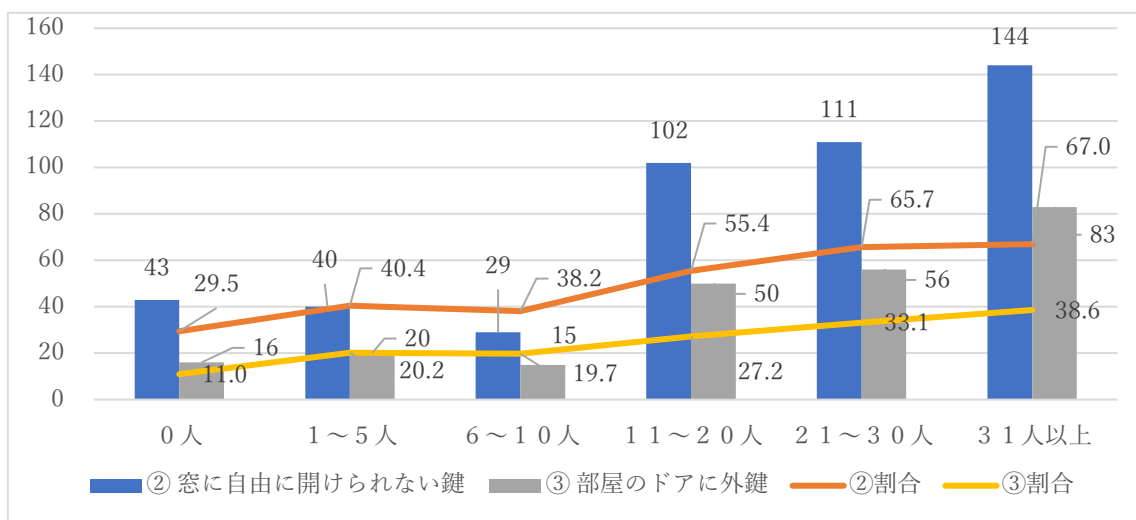
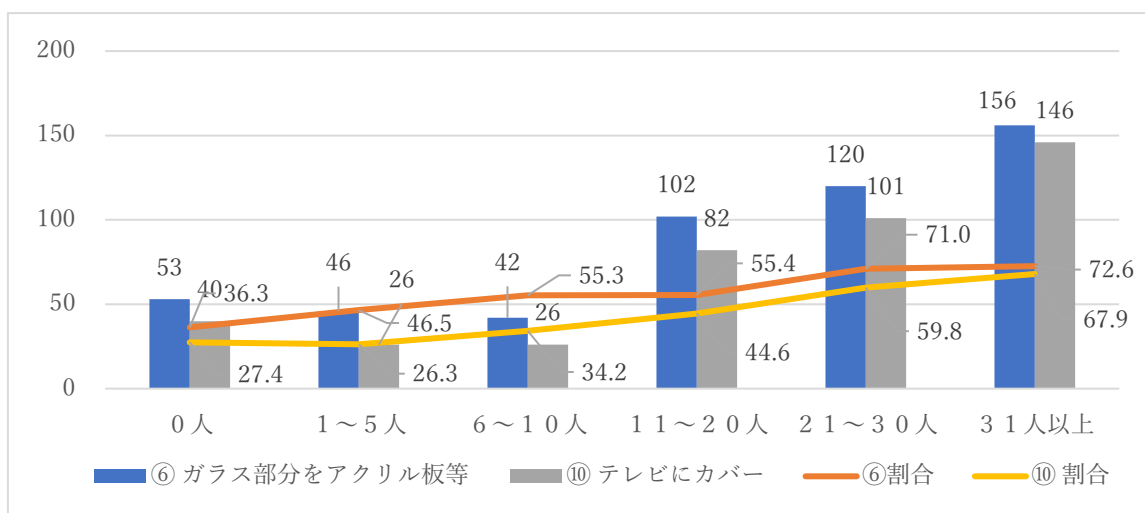


図 - 3 1 ガラス部分の亚克力板等の使用、テレビへのカバー設置状況

(単位：施設、%)



7. 医療機関との連携等

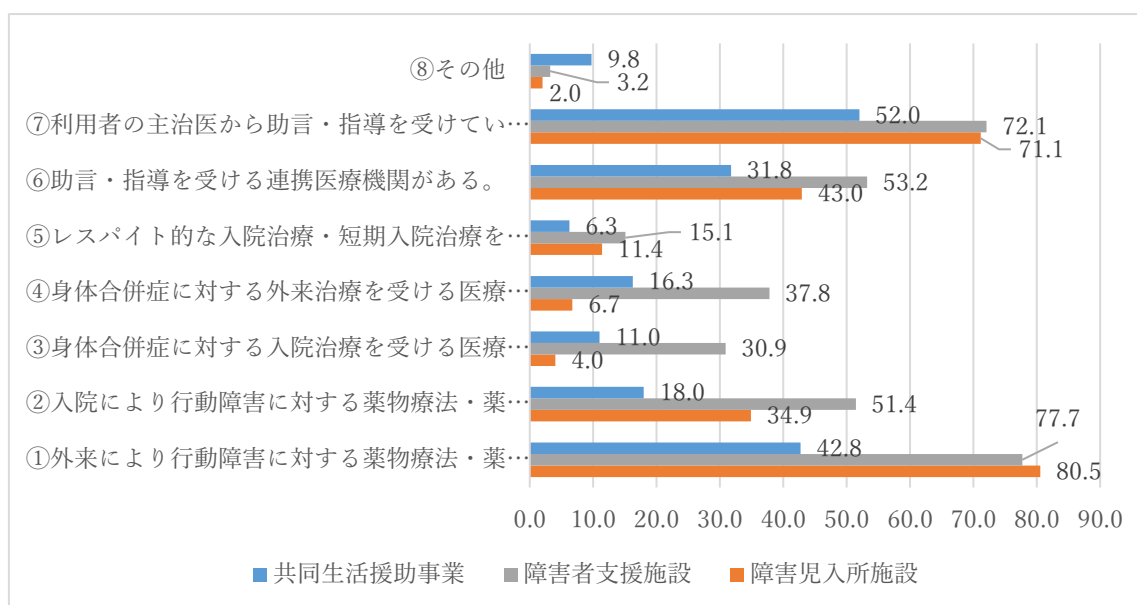
(1) 居住系施設・事業所の状況

著しい行動障害のある方が利用する居住系の施設事業所では、服用する薬剤や内科、外科での治療等で医療機関を頼る場面が日常的にあるが、どのような連携を図っているかを尋ねた結果を資料集表 43 に集計している。このデータを基にして居住系施設のみを種別の施設総数に対する回答施設数の割合 (%) を

算出して図にしたのが図 - 32 である。

それぞれの項目において、それぞれの施設・事業所の特徴が反映した結果が表れており、医療機関との連携方法の多様性が伺える。例えば、障害児入所施設及び障害者支援施設では、服用薬の処方等に関連するであろう「①外来により行動障害に対する薬物療法・薬物調整を受ける医療機関がある」と「⑦利用者の主治医から助言・指導を受けている。」が70%を超える割合となっており、利用者の事情に対応して、かかりつけ医との連携や施設がある地元の医療機関との連携など多様な結びつき（連携）が必要であると考えられる。また、ケガや病気に関連する「③身体合併症（外傷や新たな疾患の出現、持病の悪化など）に対する入院治療を受ける医療機関がある。」と「④身体合併症に対する外来治療を受ける医療機関がある。」は、障害者支援施設では③が30.9%と④が37.8%となっており、意外と少ない数字となっている。著しい行動障害のある方が多く生活されている施設では、連携の必要性がさらに高まるものとする。

図 - 3 2 居住系施設・事業所の医療連携の状況 (単位：%)

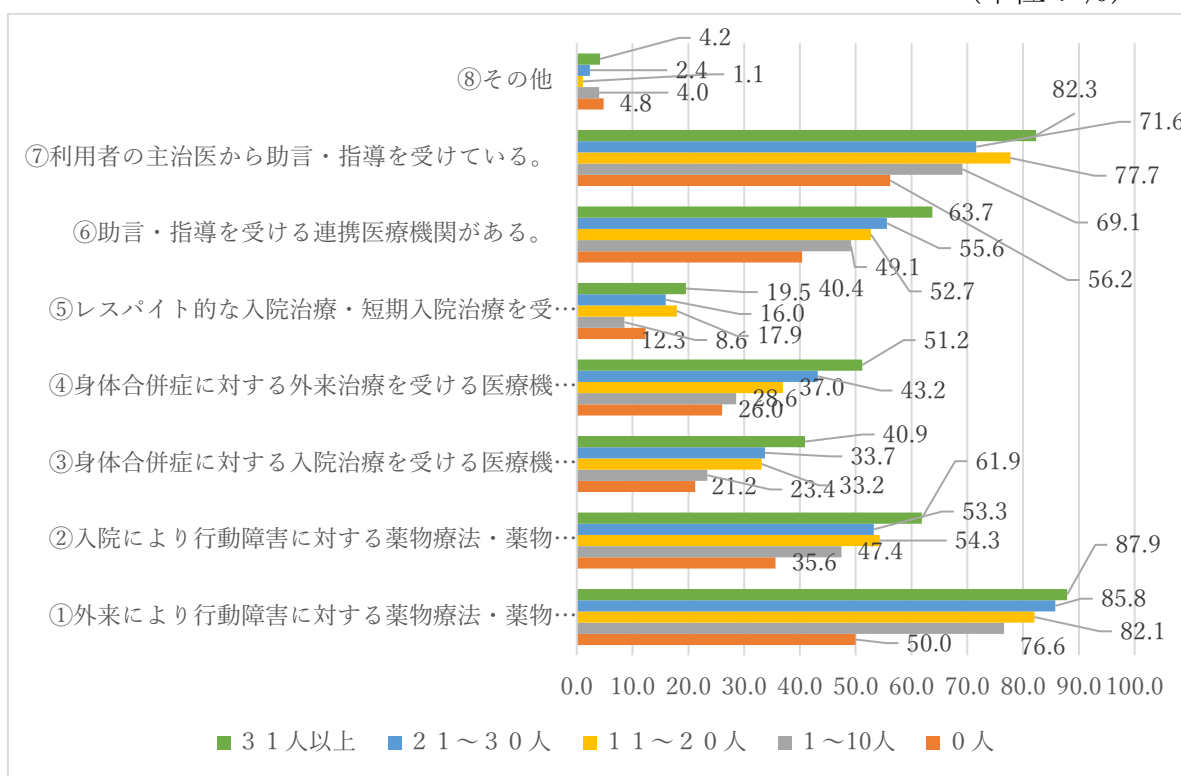


(2) 障害者支援施設における著しい行動障害のある方の人数と連携の状況

医療機関との連携に関して、著しい行動障害のある方の利用人数との関係を見るために資料集表 121 を作成している。このデータを基にして障害者支援施設の人数区分にある施設総数と回答施設数の割合 (%) を算出して図にしたのが図 - 33 である。著しい行動障害のある方は、医療機関への通院・治療の機会も多いことから、利用人数が増えるに従いほとんどの項目で連携する施設の割合が高まっている。

図 - 3 3 障害者支援施設の著しい行動障害のある方の人数と連携の状況

(単位：%)



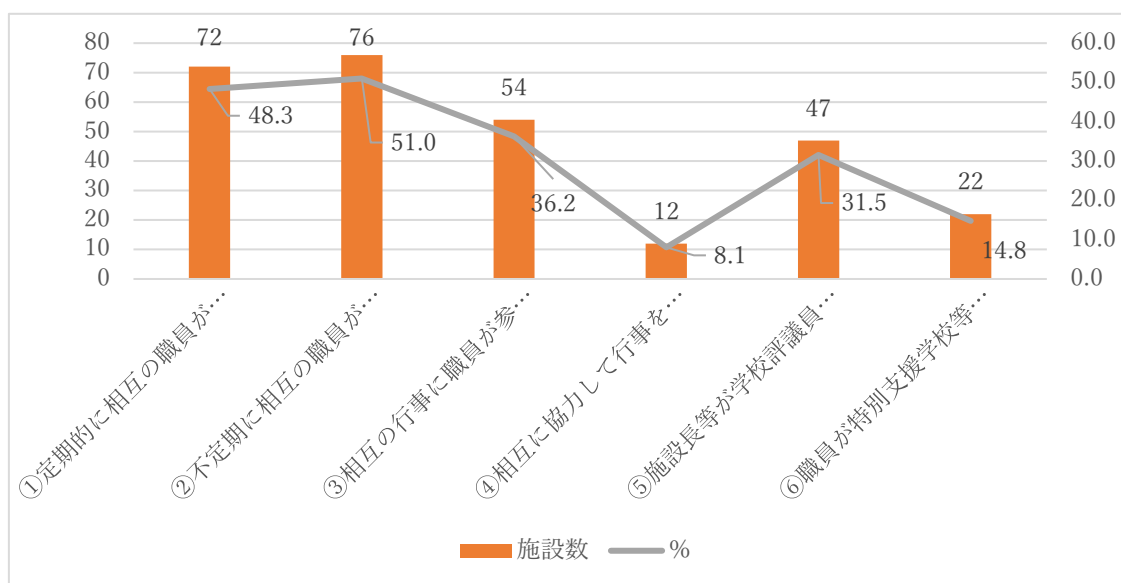
8. 障害児入所施設と特別支援学校との連携等

(1) 障害児入所施設と特別支援学校との連携

障害児入所施設に入所する子どもたちは、昼間に通学する特別支援学校等での特別支援教育と生活をする施設での生活支援の2系統の支援を受けている。両者の支援に違いがあるとご本人に混乱を招くことになるので、相互に連携して一貫性のある支援を行わなければならない。そのことから特別支援学校との連携について尋ねており、資料集表46及び表47に結果を集計している。この表46を図にしたのが図-34であり、障害児入所施設149か所の内で、「①定期的に相互の職員が参加してケースカンファレンスをしている」と回答したのが72か所(48.3%)、「②不定期に相互の職員が参加してケースカンファレンスをしている」と回答したのが76か所(51.0%)と合わせると148か所(99.3%)となり、積極的な連携が図られている。

その一方で、個別支援計画については、特別支援学校と共同して作成しているとの回答した施設が29か所(19.5%)に留まっている。

図 - 3 4 障害児入所施設と特別支援学校との連携状況 (単位：施設、%)



第3 著しい行動障害のある方々への新たな支援策の構築に向けて

— 調査報告のまとめに変えて—

強度行動障害者（当委員会において「著しい行動障害のある方」とする。）は、近年の重度障害者支援加算（Ⅱ）の要件緩和や対象事業の拡大、強度行動障害者支援者養成研修の充実などにより障害福祉サービスの利用が促進され、社会活動の機会が確保されるようになってきているとされる。

今般の調査は、著しい行動障害のある方々を真ん中に据え、障害福祉サービスのうち障害児入所施設、障害者支援施設、生活介護事業（通所）、共同生活援助事業、重度訪問介護事業、行動援護事業に関して様々な角度から実態に迫ることができたものとする。これらの実態を踏まえた上で、著しい行動障害のある方々の「望む暮らしの実現」に必要な制度・仕組みについて提言する。

この調査は、会員施設・事業所 4,656 か所に調査票を送付し 50.1%の回収率で 2,332 施設・事業所からの回答があった。所属する利用者は、94,887 人で、そのうち 26,160 人が著しい行動障害に該当し、行動関連項目点数の該当点数等の詳細が把握できたのは 13,587 人であった。

著しい行動障害のある方々を真ん中に据えて、施設・事業所の状況を多様な視点から分析を行い、次のような課題を洗い出した。

- 今回調査で把握できた著しい行動障害のある方々は、障害者支援施設、生活介護事業所（通所）、共同生活援助事業、重度訪問介護事業、行動援護事業の利用者と 26,160 人であるが、厚生労働省が把握する国民健康保険団体連合会データ（令和 2 年 10 月時点）の重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定人数は、障害者支援施設が 19,750 人、生活介護事業所が 11,597 人であるので、障害者支援施設では国民健康保険団体連合会データの 81.2%、生活介護事業は 37.1%の人数が把握できたことになる。
- 障害者支援施設の所在する場については、郊外、山間部等に立地するものが過半数ある。
- 障害者支援施設の小規模ユニット等の少人数体制の確保が急務だが、10 名定員以下は 10%に満たない。
- 強度行動障害者支援者養成研修の受講が、障害支援施設では 62%の支援員が受講を済ませており、研修の成果があると 56%の施設が評価している一方で、残りの 44%の施設が研修効果に懐疑的である。

- 著しい行動障害にある方の受け入れが多くなるに従い、
 - ・生活・日中活動空間における環境的な配慮の施設整備や安全面に配慮した整備を行う施設が増加。
 - ・その一方で、退職者のある施設・事業所が増加。
 - ・また、偶発的な受傷がある施設・事業所が増加。
 - ・さらには、窓を自在に開けられない、部屋の外鍵の設置施設の増加。
- 障害者支援施設で起きる転倒・転落、自傷行為、器物破損等は、60名～99名規模の施設での発生数が多くなっている。
- 支援員等への特別の配慮を行う施設・事業所がそうでない施設よりも退職者が出る確率が高まる。
- 障害者支援施設の職員配置の現状は、見せかけ上では利用者に対して支援員等の割合が2：1だが日中活動後から就床前の時間帯では9.3：1となる。共同生活援助事業では、見せかけ上では1.3：1だが日中活動後から就床前の時間帯では6.1：1となる。なお、いずれの場合も最小限度の1：1での付き添いが必要な人数は別途確保したと想定して計算。
- 行動関連項目点数が15点を超えると他者に危険を及ぼすような他害行為や著しい物壊しなどが表出する割合が増加することにより、やむを得ず行動制限を行う場合がある。そのことが個別支援計画に記載される方の割合が増加している。また、服薬する方の割合も増加する。ここを境にして支援の難易度が高まる傾向が見られる。
- 障害のある子どもたちが生活する障害児入所施設は、児童福祉法の理念として家庭的養育を原則としつつ施設にて生活する場合でも少人数での生活単位を基本とすることが定まっていることから、成人期においても著しい行動障害のある方々の支援策についての提言とする。
- 従来から15歳になると成人向けのサービスが利用できることとされており、身体的にも体格が成人に近づくこととなり生活空間上も成人向けのサービスの利用がふさわしいと考えられることから、この提言では15歳以上が、その対象としてふさわしいと考える。
- 特別委員会が設置されたこの2年間の中でも、地域で暮らす著しい行動障害のある方が、受け入れ先がなくとても困っているとの報道がなされるなど、障害福祉サービスを利用できない現状がある。また、既に障害福祉サービスを利用しているがご本人、家族、事業者ともに行き詰った状況になっている事例があると言われる。

以上のような課題を踏まえ以下を提案する。

1. 著しい行動障害のある方々の住まいの場の在り方について

著しい行動障害のある方々は、現行の障害福祉サービスでは障害者支援施設又は共同生活援助事業所で暮らしている。今回の調査で様々な課題が浮き彫りになったことから、現行制度の枠組みにとらわれることなく、必要と考えられる新たな「住まう場」について提言する。

○新たな「住まう場」について

障害者施設は、障害のある方を一つの施設に大勢集めて生活する「集団処遇」の仕組みとして昭和の時代に築かれた。種々の改善が図られたものの「意思決定支援」という個人を中心に据えた生活の場への抜本的な改善には至らなかったことが、今回の調査から見えてきた大きなポイントである。一つ施設に多くの人を集めて生活することは、様々な問題が生じることが容易に想像できる。ケガ、事故、部屋の施錠、職員の退職等と、私たちが望む暮らしからどんどん遠ざかっている現状にある施設が多く見受けられる。

地域に著しい行動障害のある方々を受け入れる施設が少ないため、どうしても全国の各地域から入所依頼があるのが実情である。そのため、職員も研修を積み、施設設備も整えて可能な限り受け入れを実施しているのであるが、この負のスパイラルから脱出できない現状が多く施設でみられる。

そこで、支援の難易度が増す行動関連項目 15 点を超える方々を対象として、新たな住まう場での生活へと導くことを提案したい。

現状を抜本的に改善するには、多くとも 5 人程度を限度とした小規模ユニットの住まいの場を創設し、支援員等の配置を概ね 1:1 とする。夜勤等の支援体制を維持するためには小規模ユニット 2 つ以上を併せ持つこととして「新たな住まう場」(ユニット・ホーム(仮称))として提案したい。

○新たな住まう場の望ましい立地条件について

障害者支援施設は、人里離れたような場所に設置されている等と批判を受けることが多かった。このことは、設置の反対運動、土地の確保(予算、面積)等の様々な悪条件がそろった結果であるとは言え、地域社会から孤立するような地域での暮らしは望ましいものではない。

著しい行動障害のある方々は、聴覚や視覚の過敏、衝動的な行動、場にそぐわない大声、落ち着きのない行動等が見られることがあり、ある程度の静穏が確保され、近隣との距離もあり、必要な時にはショッピングに出かけられ、また、医療機関への通院もあること等も考慮した場所であることが望まれる。

その為には、整備費に重点整備期間等を設けての国庫補助の充実、住宅政策、土地政策、農地政策との連携、税制上の優遇策を講じるなどの取組が必要である。

○必要な設備について

- ・ ゆとりある居室や共有部のスペースの確保
- ・ プライバシーが確保された居室やトイレ、浴室空間の確保
- ・ 防音性能が高く、外部からの刺激の少ない居室空間の確保
- ・ スヌーズレンルーム等、落ち着けるスペース等の設置
- ・ わかりやすい動線や部屋の配置
- ・ 壁や床、家具等は転倒時や衝動的な行動によるケガ等に配慮した材料を使用
- ・ 内装は気分が落ち着く暖色系の色使いや反響音の少ない仕上げ材を使用
- ・ 光源が直接見えない間接照明や照明器具が破損しないカバー等の設置
- ・ 埋め込み型のテレビスペース又は天井埋め込みのプロジェクター等の設置
- ・ 障害特性に配慮した照明スイッチやコンセント類の設置（設置位置の工夫やカバー付等）。
- ・ 障害特性に配慮した衛生設備の設置（破損しにくいキッチン、便器、洗面器、浴室等）
- ・ 障害特性に配慮した避難器具等の設置
- ・ 地域に開かれた共有部の計画（周囲の塀や柵を必要以上に高くしない）
- ・ その他安全に配慮した居住環境（居室、ダイニング、リビング、リネン室、浴室等）
- ・ 上記設備を適切に運用できる仕組みづくりやルールの設定。

○支援スタッフについて

- ・ 職員配置基準は、著しい行動障害（行動関連項目 15 点以上）のある利用者 1 人に対して支援スタッフ 1 人の配置とする。また、ユニット・ホーム（2 ユニット以上）にサービス管理責任者、看護師を別途配置する。（4 ユニットまで）
- ・ 資格要件は、保育士、社会福祉士、公認心理士、特別支援教育を専攻した者等
- ・ 研修については、これまで築き上げられた基礎研修、実践研修の体系を強化することとあわせて、より実践的な研修を構築すること。また、外部からのコンサルテーションが受けられる仕組みや現場にスーパーバイズできる人材を育成する仕組みが必要である。
- ・ 福祉関係機関、学校、相談支援機関、医療機関（緊急時入院、服薬）等との調整を担うソーシャルワーカー

2. 著しい行動障害のある方々の日中活動の場の在り方について

- 障害者支援施設が行う生活介護事業についても活動の場の分離を明確にする。
- 現行の生活介護事業を基礎として、次のような促進策を講じる。
- 当委員会としても好事例の収集・提供を行う。
- 著しい行動障害のある方々の利用のない事業所にも設備費の補助により環境整備を促進し、特定の事業所へ著し行動障害のある方々が偏在する状況を解消する。今回の調査においても個室やパーテーション等で区画されたスペースでの活動ができる環境を設定している事業所が多く見られるので、さらに少人数で支援が可能となるような小部屋の設置、可動式の仕切り、パーテーション等などにより個々人の状態に応じたスペースの設置を促す。
- 一部事業所で設置がされているスヌーズレンルームや空調設備などの完備された単独個別スペース等の落ち着いた過ごせるルームの設置を促進し、そこで過ごすことも可能とする。
- 職員配置については、効果的な支援を行うため1対1対応できる人的体制を強化する。
- 利用者の状態を適切に把握し、具体物、写真、カード等を活用して日中活動の内容、量、時間等を丁寧に示して見通しをもって安定して活動できるように配慮することや構造化のアイディアを活用した支援を行うようにする。
- 屋内での活動に関しては、本人の趣向、好み、能力に十分配慮した自立課題を活用して取り組むことも必要である。
- 屋外での活動においては、どんなに著しい行動障害があっても活動の中で、社会的に貢献することができるという視点をもって支援することも重要である。

3. 行き場のない著しい行動障害のある方々の地域支援のあり方について 施設・GHの生活になじめない方への支援について

- 地域での生活が限界に達しつつある方、これまで利用していた施設・事業所での支援に馴染めなかった方々（行動関連項目点数15点以上）が利用することを想定し、一人ひとりの利用者の障害特性を把握するためのアセスメント、一人ひとりにあわせた生活環境のアセスメント、ご本人の得意なこと、好みを活かした生活スタイルの確立やコミュニケーション支援、それらを通して生活に向けた取り組みなどを模索するために一時的に利用（6か月～1年or2年程度まで）するアセスメント機能の役割を持った「行動障害生活支援センター（仮称）」を、都道府県ごとに1か所を目途に新設する。

- 利用人数は、5人～10人程度とし、日中・夜間を通じた支援とアセスメント、関係機関の調整（医療を含む）、支援計画（案）の策定を行う。
- 住まいの場への移行支援（マネージメント）についても移行先の調整、環境整備、フォローアップを行う。
- 支援スタッフは、日中の職員配置を1対1、早朝・夜間においても1対1の配置とする。支援スタッフには、ソーシャルワーカー、看護師を含むものとする。退所後の地域定着を支援することを想定している。
- 居住空間については、個室を前提として個々人の状態に応じて変更できる構造を備える。
- 日中活動の場については、退所後に通所できることを前提として、様々な活動のアセスメントにチャレンジできる自在な広さに変更可能な活動空間、防音性の高い個室、備品等を備える。

4. 医療機関等へ長期入院する著しい行動障害のある方の退院支援を担うための障害者サービスの在り方について

- 国立病院機構の強度行動障害治療を行う療養介護病棟には760人^(*1)の患者が入院されており、専門治療によって地域移行が可能な方も出てきているが、未だ受け皿は少ない。また、全国の医療機関（精神科病棟）にも判明しているだけで約1,000人^(*2)の行動障害を伴う知的・発達障害の長期入院患者がおられ、障害者支援施設等に移行が可能と目される方もおられることから「行動障害生活支援センター（仮称）」で受け入れ、調整・アセスメント等を経て障害者支援施設等に移行する。
- その一方で、障害者支援施設等において生活する著しい行動障害のある方が、精神科医療が必要となった場合には「行動障害生活支援センター（仮称）」を経由して入院先を決めるような仕組みを導入する。

以上を提案する。

(*1) 會田千重 編著 (2020) : はじめに、第1章「強度行動障害の医療概論-今が転換期です!」、事例1、おわりに、肥前精神医療センター監修 「多職種チームで行う 強度行動障害のある人への医療的アプローチ」 中央法規、東京、10-44.

(*2) 市川 宏伸 (研究代表者)、田淵 賀裕、會田 千重、平川 淳一 (2016) : 平成27年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者政策総合研究事業 (身体・知的等障害分野) 医療的管理下における介護及び日常的な世話が必要な行動障害を有する者の実態に関する研究 (H27-身体・知的-指定-001) 分担研究報告書 分担研究課題名: 発達障害入院患者についてのアンケート調査の3群比較 33-37P.

5. まとめ

今回の実態調査で明らかとなったのは、著しい行動障害のある方々の支援には、まず環境の改善が急務ということである。特に、居住系施設の建物設備環境（個室、ユニット、生活単位）、昼夜の分離、職員体制においては、1対1の対応が必要な利用者割合と生活時間帯毎の人員配置が適正でないことが、結果として離職や労災事故の多発、大きな社会的問題にもなっている居室施設等の身体拘束、後を絶たない施設従事者による虐待問題につながっているのではないかと考えられる。前述した、「行動障害生活支援センター(仮称)」構想の実現には少なからず時間を要するが、現に全国には、様々な困難な環境の下で著しい行動障害に苦しむ利用者に日夜向き合い支援にあたっている施設が存在する。現場で働く支援員の疲弊を一日も早く軽減するためにも、次期報酬改定において、移行期の特例としてユニット化・個室率・人員配置の加配状況、昼夜分離の活動等を暫定的な評価基準とした指針を示し、「行動障害生活支援センター(仮称)」の運営基準を準用できる柔軟な報酬構造を求めたい。

著しい行動障害のある方々への新たな支援策（イメージ）

